

第4編

観光資源の再構築

～観光者(ツーリスト)の視点～

- 第1節 「観光資源」等の論じられ方
- 第2節 観光政策の対象としての資源
- 第3節 自然観光資源と文化観光資源
- 第4節 観光資源の分類及び評価
- 第5節 認識と規制が生み出す観光対象
- 第6節 観光資源の再構成

第4編 観光資源の再構築 ～観光者(ツーリスト)の視点～

第1節 「観光資源」等の論じられ方

1 観光研究における「観光資源」等の論じられ方

教科書等は講学上の必要性もあり、観光資源、観光対象、観光施設に関する記述をまとめて行う。いずれも「観光」という基本概念を前提にしている。資源はresources、対象はattractions、施設はfacilitiesの英語訳が通常あてられるが、観光の部分の英訳語はfor tourist又はfor tourismがあてられる。論じる視点が観光者の立場又は観光事業の立場により異なるからである。しかしながら「観光」という基本概念が明確でない限り、「資源」「対象」「施設」の域を出る解説は期待できず、同義語反復となる。

観光分野に限らず社会科学分野で新しい概念を表す字句は、法令が採用しメディアが取り上げて一般に普及し、その後研究者が使用する傾向がある。この傾向は、戦前から継続している。朝日新聞における字句「観光資源」の使用例は、観光基本法成立前は一件である。字句「観光資源」等は、行政におけるの使われ方を先ず考察することが有益である。

2 行政用語としての字句「観光資源」

政策が政策以外のものと区別される違いは規範性の有無である。その規範性を持った観光政策の目的は、治安維持や奢侈禁止でもない限り、外貨獲得、外客誘致から出発している。従って政策論として考察すれば字句「観光資源」もその目的のために造語されたものであり、外貨獲得を図るために観光を資源としてとらえたのである。その限りにおいて、石油を資源ととらえる視点と変わりはない。従ってドリル、リグは、石油施設であり石油資源ではない。石油資源の場合、石油の説明は論じる立場により化学記号等を用いて明確に行えるが、観光資源の場合、観光の説明はそれ自体が大問題となる。

概念を明確に出来る石油の場合、石油対象という言葉は発想すらされない。抽象概念の観光の場合は、観光資源という字句よりも観光対象という字句を使用することが適切なはずであるが、既に観光資源という言葉が定着している。従って本書においては、観光対象という意味で観光資源という字句を使用している。

第2節 観光政策の対象としての資源

1 観光立国推進基本法が規定する「観光資源」等

観光立国推進基本法は「観光資源」を明文により「国が保護、育成及び開発」を図るものとしている。そのため「観光資源」として、旧観光基本法時代からの例示事項である「史跡、名勝、天然記念物等の文化財」「優れた自然の風景地」及び「温泉」に加えて、「歴史的風土」「良好な景観」を追加している。

しかし同時に、バスケット条項で「その他文化、産業等に関する観光資源」と規定しているから、例示事項により観光資源を限定したことになるが、旧観光基本法と同様に、観光立国推進基本法が指針性に欠け、規範性の弱いものとなっている。

「観光資源」は法令用語としては、旧観光基本法において初めて採用された。それまでは1950年に田中角栄が議員立法により提案した京都国際文化観光都市建設法、奈良国際文化観光都市建設法において字句「文化観光資源」として、文化とセットで用いられてきた。『観光学大事典』では字句「観光資源」は鉄道省の内部文書で使用されたとあるが、確認が必要である。

観光立国推進基本法が例示する観光資源は、明示はされていないもののそれぞれ個別法に対応している。「史跡、名勝、天然記念物等の文化財」は文化財保護法、「優れた自然の風景地」は自然公園法、「温泉」は温泉法に字句的にも対応している。これらの法律は明文をもって規定しないが、国会における提案理由説明ではいずれも外貨獲得が目的であるとするから、外貨獲得という旧観光基本法の政策目的に対応していた。自然公園法を所管する行政組織は、外貨獲得行政における重要な役割が期待され、旧観光基本法の制定された翌年1964年に厚生省国立公園局に昇格している（1968年部に降格）。

2 「歴史的風土」「良好な景観」の追加

観光立国推進基本法は、外貨獲得にウェイトを置く考え方から、「観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成を図る」考え方に改正したうえで、観光資源の例示事項に「歴史的風土」及び「良好な景観」を追加した。それぞれ「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」（古都保存法）及び「景観法」に対応している。しかしながら、観光立国推進基本法が観光資源を規定しても規範力が薄く、実質は変わらない状態である。

3 歴史的風土

1965年鎌倉鶴岡八幡宮裏山の御谷（おやつ）で宅地造成開発反対運動が発生した。大佛次郎が中心であり全国的に注目され、日本版ナショナル・トラストである（財）鎌倉風致保存会が設立され募金運動が行われた。その結果宅地造成は中止された。この運動を契機に、自由民主党、日本社会党、民主社会党共同提案により古都保存法が制定され、規制が厳しくなった。古都保存法提案理由説明は「俗悪な娯楽、観光施設、工場等、その環境にふさわしからざる宅地の造成、建物の建設計画などがみだりに進められ、それがために、古都のユニークな風趣景観が著しくそこなわれ」としている。旧観光基本法制定二年後のことである。これでは旧観光基本法に例示事項として「歴史的風土」を加えるわけにはいかなかった。これに対して約五十年後、景観法（2014年）の提案理由説明では「観光立国を実現するという観点から、地域の個性を磨き、発揮する一地域一観光を推進するための手法として、良好な景観の形成に向けた取り組みを進める」としている。地域の誇りを目的とする観光立国推進基本に全面改正されたから、例示事項への追加が可能となったのである。

4 良好な景観、文化的景観

従来は文化観光資源の保護のための規制は住民の理解が得られないと認識された。京都並びに奈良に係る国際文化観光都市建設法において、その第三条に「文化観光資源又は文化観光施設の維持保存のため

めに文化観光保存地区を指定することが出来る」という特別な規定がわざわざ挿入されていた。しかし松江市国際文化観光都市建設法ではその規定がない点につき、国会で「文化財保護地区を設けるといふ条文をはさみますと、その条文をたてにして非常な逆宣伝であるとか、幼年的なこと」が発生するので「建築基準法とか、普通の都市計画法とか一般条例によってその実をあげ得るならばさしつかえあるまい」と答弁されるように変化していた。それがようやく、環境、防災、教育、といった概念に頼らず、景観概念により地域住民の権利を制限することのコンセンサスが得られる社会情勢に変化してきたのである。

同時に2004年文化財保護法の一部改正では、文化的景観を文化財に加えた。従来から文化財保護法は、「庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの」を名勝として範疇化していたが、これに加えて、棚田、里山など人と自然とのかかわりの中で作り出された景観のうち「地域における人々の生活または生業及び地域における風土により形成された景観地で我が国民の生活または生業の理解に欠くことができないもの」を文化的景観として範疇化し、規制・保護の対象とした。文化的景観は必ずしも芸術上あるいは観賞上の価値を求めるものではないという点で、観光資源概念に接近したわけである。この結果、景観は観光概念に近くなり、観光が地域作りの要として認識され始めている。この景観政策を加味することにより、自治体は規範性ある観光計画が作成しやすい状況になっているといえる。

5 エコ・ツーリズムの対象となる主たる自然観光資源

2008年エコ・ツーリズム推進法が制定された。「動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係る観光資源」及び「自然環境と密接な関連を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係る観光資源」が「エコ・ツーリズムの対象となる主たる自然観光資源」として新たに範疇化されている。この法律において「エコ・ツーリズム」とは、「観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動」をいうと規定している。仮に「カルチャーツーリズム」を定義するなら、「観光旅行者が、文化観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該文化観光資源の保護に配慮しつつ当該文化観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動」となる。いずれも観光旅行者の行動規範を定めるものであり、字句「ツーリズム」を用いず字句「観光」あるいは字句「観光活動」をもって表現出来る。環境省の政治的姿勢を示す効果を狙ったにしろ、観光立国推進基本法において、字句と概念が整理されたところに、新たに字句「ツーリズム」を用いたことは、観光立国推進基本法の指針性を損なう措置である。

6 概念「観光対象」

字句「観光対象」は法令用語としては使用されていないが、観光学研究者の間では字句「観光資源」と区別して使用されている。井上萬壽蔵は「一般の「資源」の用例から見ると個々の観光対象を観光資源と呼ぶことは適当ではない」としたうえで、「比喩的用法であり、一般に普及して観光基本法でも使用されている」「理解しやすく便利な用語であり、地位も確立しているから、この語を活用して、その保護、育成、開発について一般の留意を促すことが適切」と割り切っている。

7 字句「観光施設」等

観光学研究において、字句「観光対象」及び字句「観光資源」に加えて字句「観光施設」が使用される。教育において字句「教育施設」が、農業において字句「農業施設」が使用されるのと同様に、観光において字句「観光施設」が使用されることは自然であり、教育施設は教育が行われる施設という意味で使用されるように、観光が行われる施設が観光施設と認識されるのであればそれ以上の論議は行われなければならない。しかし観光学研究者は、教育や農業と異なり、観光施設と観光資源、観光対象の関係について論じる。その原因も「観光」概念が不明確であることに起因し、政策としてどこまで国等が責任を負うべきものなのかについてのコンセンサスも得られないまま議論がなされてきたことにある。

字句「観光施設」は、観光施設財団抵当法では「観光旅行者の利用に供される施設のうち遊園地、動物園、スキー場その他の遊戯、観賞又は運動のための施設であって政令で定めるもの（その施設が観光旅行者の利用に供される宿泊施設に附帯して設けられている場合にあつては、当該施設及び宿泊施設）をいう」と規定している。観光事業について民間の取引における安定性を確保するために概念規定の明確化が便宜的に必要であったからである。「何のために論じるか」という視点が、ここでは抵当権設定の範囲として明確に規定している。「農業施設用地」が固定資産税を軽減する対象として、法令上定義が明確化される必要性があることと同じである。

第3節 自然観光資源と文化観光資源

分類はコミュニケーションツールであり、常に書き換えられている。ある分類を使わなければいけないといえるのは、誰もが従わざるを得ないことが示される場合だけである。（『科学の罟 長谷川英祐』）

1 自然と文化の二項対立的分類

1-1 二項対立的分類の思想

西洋中世のスコラ哲学においては、神は人が話す言葉で聖書を書き、数的な言葉で自然を書いたと考えていた（『自然魔術師たちの饗宴 澤井繁男』）。江戸期の主流である朱子学が、社会現象は自然現象と未分離であるとする思想であったのに対して、伊藤仁斎は自然現象から社会現象を分離し、独自の現象ととらえた。更に社会現象を人為的に改変可能なものととらえたのが荻生徂徠である。

多くの観光学研究者も観光資源を自然資源と文化資源に大別する。日本の観光資源政策は、歴史的な経緯により自然公園法及び文化財保護法に基づきそれぞれ異なった法体系のもとに、規範性のある分類を行ってきた。

1-2 史蹟名勝天然記念物

1919年に公布された史蹟名勝天然記念物保存法は、それまでの日本人の自然観を反映して、史蹟名勝天然記念物と国立公園を渾然一体として取り扱っていた。観光資源を自然と文化に分離して制度的に考えるようになったのは、1930年に鉄道省に国際観光局、商工省に貿易局が設置された時期からである。これと前後して1929年に国宝保存法、1931年に国立公園法が制定された。この基本的なスキームは今日まで変化していない。

史蹟名勝天然記念物保存法では、貝塚、古墳をはじめとする遺跡のうち日本国にとって歴史上または学術上価値の高いものを史蹟と分類し、発掘に関し「古墳ヲ發掘スル場合ニ於テハ當該吏員ハ地方長官ヲ經由シ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ」と規定していた。運用基準である「史蹟名勝天然記念物保存要目」が規定する史蹟には「都城跡、宮跡、行宮跡其の他皇室に係深き史跡」が分類されていた。

神話が絶対視されていた時代には、史蹟発掘に大きな制約があり、日本考古学の父と呼ばれた招聘技師ゴーランドでも自由に発掘出来なかった。西都原古墳は、皇祖発祥の地との当時の認識のもと、1912年から1917年にかけて日本で初めて本格的学術調査が行われた。宮内庁陵墓参考地（皇室財産）であることから、特別史跡の指定範囲には含まれていない。

1-3 世界遺産条約の分類

世界遺産条約は1972年に採択されたが、日本では1992年頃まで同条約の必要性を認めない国会答弁がされていた。1993年白神山地（㊤）等が世界遺産登録され観光資源としての価値が認識され始めたころからマスコミも注目し始めた。

ユネスコ世界遺産委員会は、1992年に「世界遺産条約履行のための作業指針」の中に、文化的景観（Cultural Landscape）の概念を盛り込んだ。分類上は文化遺産だが、自然的要素に特筆すべき点がある場合には複合遺産とした。文化的景観を理由に登録された世界遺産の第一号は、トンガリロ国立公園（㊤ニュージーランド）である。この物件は1990年に自然遺産として登録されていたが、マオリの信仰の対象としての文化的側面が評価され、1993年に複合遺産とされた。トンガリロに限らず人間に大きな感動を与える自然は信仰の対象となるのは普遍的なことであろう。

2 温泉

2-1 特別分類扱いの温泉

観光立国推進基本法も観光資源を細分化して分類することの必要性が感じられない。従って温泉を自然及び文化とは区分した第三の分類にはするものの、自然及び文化との違いを明確に認識して規定していない。温泉法が規定する、温泉を井戸水と区分する基準は温度（摂氏二十五度）等の物理的特性のみであるが、その物理的特性を合理的判断に基づいて選択しているものではなく、いわば生活習慣に基づいて選択している。大自然の谷間に自然に湧き出ている温水は、温泉法の温度規定にかかわらず世間では温泉だと認識する。それは文化資源と自然資源の融合した複合資源であるというような判断でもない。この割り切れない判断は、自然資源とは人間の認識に基づくものであり、文化資源と本質的に変わりはないということを気付かせてくれる。文化的景観もその延長上にある。

2-2 温泉の歴史

上流階級の特権だった湯治が大衆化し娯楽になっていくのは江戸時代以降のことである。このことは、概念「観光」の発生と密接な関係を持つ。明治になり、地租改正で公有地と私有地の峻別が進む中、入会権扱いだった温泉の存続が危殆に瀕したことがある。その後も、外湯中心の温泉場から内湯の温泉街への進化、自噴の源泉から動力汲み上げの源泉への転換など、継続的に変化が起きてきた。

加賀山代温泉ではどこの井戸からでもお湯が出てくる状態であった。そのため、住民には井戸を掘らせないかわりに、清水口と呼ばれる給水所を配置し、井戸の利用を制約していた。加賀山中温泉は、地元の資本家が旅館業に進出してきたときに、財力でかなわない既存旅館業者が結託して、温泉の利用権

を旧山中町の管理下においた。加賀片山津温泉は、明治以降に汲み上げポンプの技術開発により使用可能となった温泉であり、入会権に起源を持つ総湯概念自体が未発達な状態であったから、その後、財産区も解消してしまった。このように各地の温泉は、同一市内のものであってもそれぞれ固有の社会的特徴を有しているものである。

3 文化観光資源

字句「文化」の概念は変化している。文化文政年間は「武威」に対する言葉であったが、西洋概念の紹介により culture の和訳として用いられた。今では観光学科がその中に分類される「文科」系とそれに対する「理科」系という区分にまで波及している。

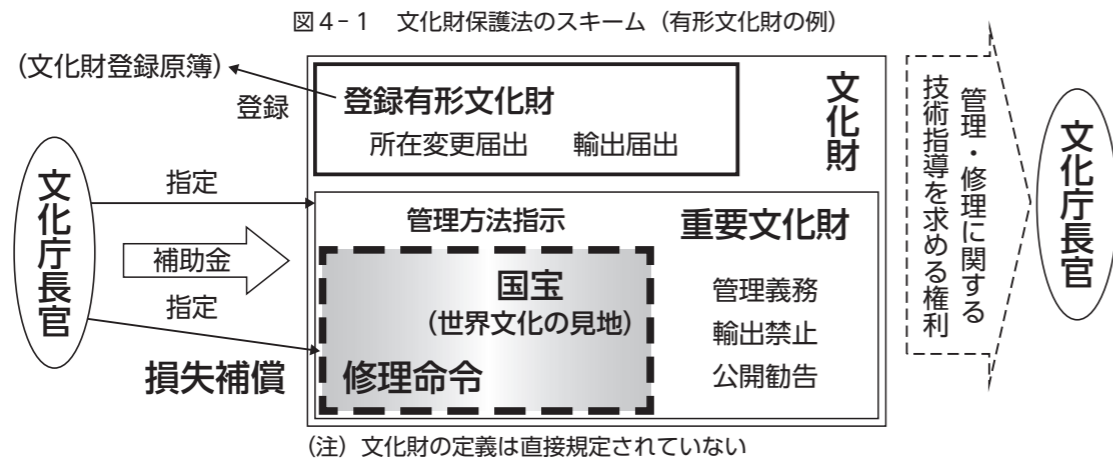
「文化」財について、学生に授業の初めにいつも次のような質問をする。「全く同じパソコンが二台ある。一台はビル・ゲイツが WINDOWS を開発したときに使用したパソコン、もう一台は寺前教授が使用しているパソコン」、「観光資源としての文化財に該当するのはどのパソコンか」と質問するのである。答えは前者に集中する。次に寺前教授がノーベル賞を受賞したとするとどうかと質問を重ねる。すると、寺前教授のパソコンも観光資源に昇格する。この説明で理解されるように、観光資源としての文化財は「人を移動させる力」の説明をすることですべてが終了してしまう（つまり「観光対象」になる）。この場合観光におけるガイドブックからの情報と同様、ビル・ゲイツもノーベル賞も疑いを発生させない情報として信じられることが前提にあり、宗教における信仰と同じである。

3-1 文化財保護法が規定する文化財

字句「文化財」の使用が一般化したのは、法隆寺（㊤奈良県）の失火事件以降である。1950年、同事件をきっかけに国宝保存法に代わり文化財保護法が制定された。字句「文化財」も行政用語として確立されてから世間で多用されるようになった。戦前は用例としては数が少ない。戦後の法隆寺失火事件をきっかけに「やたらに「文化財」という言葉が増えてきた」（梅棹忠夫）のである。ここにも行政が使用することにより字句の普及が急速化する現象が現れている。

文化財保護法は二条で文化財の定義をする。例えば一項一号「建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）」と規定する。この文化財とされるものの中から、重要文化財を「文化庁長官が指定」し、登録文化財は「所有者が登録」することにより具体的な文化財として認識出来るようにする。しかし、指定、登録等がなされない文化財については、寺前教授のパソコンと同じことが発生する。文化財保護法七十条は「重要文化財及び登録有形文化財以外の有形文化財の所有者は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官に有形文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることが出来る」と規定するから、逆に文化庁長官に「管理又は修理に関し技術的指導を求めることが出来る」ものが「文化財」だということになってしまう。

文化財保護法百八十二条は「地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に必要な経費につき補助することが出来る」「地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史蹟名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するものうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることが出来る」と規定する。従って、東京都重要文化財、千代田区重要文化財は、文



文化財保護法が規定する文化財ということになるが、地方公共団体が重要だと指定しないものは直ちに文化財保護法が規定する文化財でないということにはならない。東京都千代田区内に所在する皇室財産は次に解説する通り指定を受けないが、文化財と認識出来るものが多く含まれているはずである。また地方公共団体ごとに判断基準は異なる。坂網鴨につき、制定経緯もあり、石川県は物理的な坂網を有形重要文化財として指定したが、同県加賀市は技である猿法を重要無形文化財と指定している。

司馬遼太郎は、日本、韓国、中国との比較において「職人。実に響きがよい。日本は世界でも珍しいほど職人を尊ぶ文化を保ち続けてきた。近隣の中国や韓国では職人を必要以上にいやしめてきた事に比べれば、日本は「重職人主義」の文化だったとさえ言いたくなる」と記述している（『この国のかたち』）。国民的作家が唱えると拡声器効果も伴い、ネットでもそのことが叫ばれるが検証が必要である。1910年ロンドンで開かれた日英博覧会では、百五十六人という多くの芸人職人が出演し、期待通り多くの英国人の関心を引いた。これに対して長谷川如是閑は、東京朝日新聞の記事で日本人の芸人職人の余興を恥じていた。国民新聞や時事新報の記者も恥じていたのである。

3-2 皇室文化財、信仰対象物と文化観光資源

宮内庁が管理する皇室文化財は、文化財保護法の対象としない戦前からの行政慣行がある。文化財保護法の文化財とすれば、宮内庁管理の皇室財産を文化庁が管理することになってしまうからである。例外は正倉院の建物である。「古都奈良の文化財」の世界遺産登録の一年前の1997年に「正倉院正倉一棟」を国宝に指定した。これは、世界遺産登録の希望が増加したためユネスコが所在国の法律により保護を受けていることを求めてきたため、それに対応して例外的措置として指定したものである。一種の政治的判断であるが、その後続く世界遺産の政治問題化の始まりでもあった。

皇室財産の代表格である「桂離宮」は簡素美で評価を受けているとされてきた。その簡素美はブルーノ・タウトが発見したとされるが、明治大正期の桂離宮論は、複雑な技巧美をことあげしており、内藤昌・西川猛は『作られた桂離宮神話』において、装飾主義の建築物だとする。東照宮が実構とすれば、桂離宮は実測に通常の三倍の手間がかかる華麗なる虚構に満ちており、いままでのシンプルな構成美という解釈とは全く違っていると評する。桂離宮は江戸時代には一宮家の別荘であったものが、明治維新により離宮となり、平安京遷都千百年祭（1895年）以降ガイドブック、案内書で取り上げられるようになった。簡素美というイメージは、時代が支えたからこそ成り立った。昭和初期のモダニズム勃興時期にブルーノ・タウトの「発見」ということで「簡素美」が称えられるようになったとされる。従って井上章一は正直に「なのに、どうして私は、シンプルな構成を感じ取ったのだろう。結局、その頃横行してい

た桂離宮論の体勢に、順応したのだというしかない」（『つくられた桂離宮神話』）とする。

内藤昌・西川猛の判断は、公益財団法人日本交通公社が1999年に発表した全国観光資源台帳において桂離宮を特A級と判断した基準とは明らかに異なる。この全国観光資源台帳にはご本尊等特定宗教団体が信仰の対象とするものがすべて含まれているわけではない。ご本尊等も人を移動させる力はあるが、それを観光資源ととらえるか否かは別の基準であり、何のために観光を論じるのかということになる。

3-3 文化観光資源としての贋作、レプリカ等

風景画の変遷はその画家の目の変遷であり、画家の時代の文化の変遷でもある。ジャンルとしての風景画が独立したのは十七世紀オランダ絵画というのが通説である。

西岡文彦は、ルネッサンス時代は、レオナルド・ダ・ヴィンチ（㊦ミラノ）やミケランジェロ（㊦パチカン）のような画家彫刻家がまだ業者扱いしかされておらず、画商という新ビジネスが誕生したのは、宗教改革を経過しなければならなかったとする。フランス革命を経て、美術館が誕生したから画商も誕生したとする（『ピカソは本当に偉いのか？』）。

古代の画家はいわば当時の権力者のお抱え写真家であった。近代絵画は新しく誕生した写真に対抗して写実描写を放棄せざるを得なかった。しかし、そのことにより画家の芸術性を高めることとなった。印象派は「手」の痕跡の強調、後期印象派は「個性」の強調、二十世紀絵画の特色は芸術的な「主義主張」に特徴がある。カンデンスキー、モンドリアンたちは、色、形で絵画を作り上げることが、現実の事物を描くより重要と考えたのである。画家たちの危機感は想像を上回るものがあり、ピカソの時代に至ってなお真剣であった。

画商が誕生すると贋作も誕生した。「レオナルド・ダ・ヴィンチの習作」をめぐってマスコミで取り上げられたことがある。イタリア文化財保護法が適用されたからといって政府が真作と認めたことにはならないようである。贋作とされるこの「レオナルド・ダ・ヴィンチの習作」も話題性があるから観光資源としての価値はしばらく認められたが、長続きはしなかった。ツーリズム・プラセボ効果には持続性はないようである。

観光客にとってアルタミラ（㊦スペイン）やラスコー（㊦仏国）の壁画は寸分たがわぬレプリカでしか見ることができない。レプリカであれば、現地に行かなくてもよさそうだが、観光客が押し掛けている。

本物の絵画が観光資源として価値を高める契機は、話題である。葛飾北斎が「日本を代表する芸術家」扱いされることとなった契機がある。自然にそうなったのではなく、「民衆の生活を描くものとして思想に合致するイメージを見出した当時の仏国の前衛的批評家たちの戦略」に合致したのであり「西洋であれほど人気が出なければ、たくさんいた浮世絵師の比較的有名な一人に過ぎなかった」（西岡文彦前掲書）。捏造ではないがそこには思惑はある。

3-4 文化財の普遍性の限界

オバマ大統領は2016年ニューヨークにあるLGBT用のバーであるStonewall Innをアメリカ合衆国の史跡に指定し、国立公園局が管理することとなった。一時代前の基準では史跡とは判断されなかったであろう。時代とともに文化財と認識されるものは変化し続ける。

マサチューセッツ州にあるウィリアムズ大学のチャド・トパーズ教授は、データマイニングとクラウドソーシングを使った研究で、米国全土の美術館収蔵品の人口統計的多様性を浮き彫りにしている。米国に所在する美術館に作品が収蔵されている芸術家には偏りがあることが示され、85%が白人、87%が男性であった。おそらく他の国でも同じような結果が出るであろう。

3-5 文化観光資源と「伝統」

美術評論家の北澤憲昭は、字句「伝統」が何か誇りのようなものを含意する熟語になったのは明治以降とし、一般的な流布は昭和初期以降とする。旧日本陸軍『歩兵操典』（1909年）の「赫々たる伝統ヲ有スル国軍」に示されるような意味あい「伝統」の概念が重視されるようになったのは、自民族中心主義に由来し、近代国家としての体裁を整えるという要請にも関わっていたとする。

3-5-1 意図を持って作られる「伝統」

伝統は1870～1914年の時期の欧州で大量生産されている（『作られた伝統 エリック ホブズボウム』）。その原因として、当時の急激な産業社会化が、為政者に国民同士の連帯感やアイデンティティの確保について不安を感じさせたことが挙げられる。

この時期は国民国家としての日本が確立した時期でもある。この時期に、主として近代天皇制にまつわる様々な伝統が創り出された。実は律令以来の宮中行事は重ければ重いほど中国風であった。戦前の十三にのぼる皇室祭祀はほぼ明治期に定められ、古代からのものは新嘗祭だけである。神嘗祭は伊勢神宮で行われていたものを宮中でも行うようになった。逆に皇室は様々な仏教的慣習から、自ら無理やり切り離さざるを得なかった（『維新史再考 三谷博』）。

外国人から見ると、式年遷宮があるため伊勢神宮の社はいつ見ても新しい。更に建築様式は唯一神明造りという簡素なものである。この様式は伊勢神宮だけに許される貴重なものであるが、そうしたことを知らない外国人観光者には、物足りなく映ってしまう。東京や京都には、古くて大規模な神社が数多く存在し、写真的な面白さにおいては、伊勢神宮は伏見稲荷に劣後してしまう。

日本の伝統文化の集積地としての古都・京都というイメージは、近代日本の天皇制と関わって創り上げられた。1895年平安遷都千百年祭にちなんで第四回内国博覧会が開催された。平安神宮が創建され、時代祭もこの時から始まった。初詣、神前結婚も普及していった。修学旅行の目的地としての古都も同様であった。

小京都論は、新幹線、高速道路の開通による東京の観光客の京都への旅行を促進する雑誌の発想から生まれた。東京一極集中とともに京都のローカル化が加速し、小京都から金沢が脱離した。井上章一によれば、京都は信長、秀吉、家康による破壊の上に作られた城下町の面影が強い都市である。従って城下町の集まりである金沢、津和野等が小京都群を形成できたのである。金沢が武家文化の町として小京都から脱退した理屈付けは二重の意味で誤りであったが、地域の存在感は発揮できた。

元号は「日本文化の伝統」とされるが、一世一元制は「明治に始まる伝統」である。元号は「時」を支配する天皇が制定権者であるというのが伝統のはずであるが、元号法は政令で定めるとして決定権は内閣にあるとした。出典も伝統である漢籍から万葉集に変えてしまったが、それでも令和と銘うつ観光資源は誕生するであろう。

3-5-2 伝統と断絶した文化資源

マンガやアニメは、日本のメインカルチャーである伝統文化と断絶した、戦後に形成された無国籍的な文化である。少なくとも政策や主流派とは断絶していた。日本特有の無宗教的価値観を少し継承するものの、伝統と断絶していたから、他の文化から受け入れられ、国際化した。

サブカルチャーとは、メインカルチャーと対比される概念である。1970年代前半までは反体制的なカウンターカルチャーが主流であった。それ以降次第に保守化・商業主義化し、サブカルチャーに変質していった。社会学で使用されていたサブカルチャー概念が日本に輸入されたのは1980年代になってからである。研究者ではない当時の若者にとっては学術的な正確さよりも、サブカルチャーという言葉の持つ「自分たちはその他大勢とは違う」というニュアンスが重要であった。ゆえに観光資源化できたので

ある。1970年代に注目された音楽文化のレゲエは、ジャマイカ音楽であるが、欧米の白人文化に対する対抗文化として評価された。しかし、日本では目新しい音楽ジャンルの一つとして受容されていった。

3-5-3 ビジネスから生まれる伝統

歴史が浅いから観光資源の価値が下がるわけではない。重要なのは、伝統と呼ばれる習慣の背後にはビジネスや権威付けをもくろむ人間が存在するという視点を持つことが必要である。

日本の鉄道開業の年に行われた「太陽暦」への切り替えは、農漁村の生活に密着していた年中行事に混乱をもたらした。と同時に、鉄道が、やや遠方の寺社への参詣手段として活用されるようになって、都市で生活する人々に、半ばレジャーとしての初詣という新しい風習を定着させることになった。1872年に東海道線が開通し、川崎大師へのアクセスが容易になった。そこで、古来の行事を組み合わせ、縁日も恵方も関係ない「初詣」をつくりあげたのである。

「重箱のおせち」は、幕末から明治にかけて正月のおせちを重箱に詰めるようになったものを、戦後、デパートの販売戦略によって定着した。「讃岐うどん」という言葉自体は1960年代の誕生で、「越前竹人形」は水上勉が1963年に発表した小説『越前竹人形』が初出である。例を挙げればきりがなく多い。

民謡はNHKとレコードの普及による産物であるから当然新しい。ラジオが普及するまで、歌手が移動しない限り個性ある歌は伝わらなかったからである。

神輿は電線が普及させた。それまで祭礼は山車が中心であった。電線の普及で山車が障害になり、神輿が主流となった。今日街づくりに活用される多くの材料は近代の所産である。

文化を形成する「伝統」は変化するどころか、後から作られた例が山積する。「美術」概念が明治の初めに西洋から輸入されたものであり、1872年の官製訳語である。「日本美術史」も「美術」という言葉により構築された近代の諸制度によって初めて可能になった。字句「日本画」は明治になって造語され、概念となっている。チャイナドレスも江戸しぐさも伝統ではなく、近年新たに作られた。それでも人を動かす力を持つ観光資源としては価値がある。

交通安全のお守りがモータリゼーションの産物であるとする、ロボット供養はIT化の産物であろう。ロボットのアイボ供養は、針供養、人形供養をする伝統があるからだとの説明があり、ネットには人形供養四百年の歴史があるという長福壽寺が出ている。既に江戸時代に原型はあったようだが、現在の形の供養が始まったのは昭和や平成になってからである。

3-5-4 祭りと伝統と日本の食文化

農業と祭礼は密接な関係にあったが、農業が変質した。そのため伝統的な祭礼が観光祭礼に変質し、人集めが重要になった。

関係者間で金銭騒動になった阿波踊りは、徳島県内の各地で行われてきた盂蘭盆の踊りの通称であり、昭和初期に作られたものである。よさこい節とソーラン節が一緒になったよさこいソーランは量的拡大には成功したが、中身のないカーニバルとも批判されている。

日本人の主食とされる米は、小麦に比べてタンパク質と必須アミノ酸が豊富なため、大豆と食塩をあわせて摂取する程度で、生存に必要な栄養をおおむね摂取することが出来る。単位面積当たりの人口扶養力に非常に優れた作物であるため、狭い土地でも多くの人口を支えることが出来た。和食(⑩)は、この米を中心とした食事として、ユネスコ無形文化遺産に登録されている。しかし実は明治から昭和の初期まではかなりの農家は米ではなく雑穀を食べていた。逆に都市住民は雑穀の流通市場がなく、貧しくても米を食べざるを得ず、工業は「米食奨励の伝道協会」といわれていた（『いま蘇る柳田國男の農政改革 山下一仁』）。

1960年以降米価を大幅に上げて国産の米の需要を減少させ、麦価を据え置いて輸入麦主体の麦の需要

を拡大させた。こうした外国品愛用政策を採れば、自給率は低下する。今では米を五百万トン減産する一方、麦を八百万トン輸入している暮らし方（文化）でもある。

3-5-5 文化人類学と文化観光資源

マチュピチュ（㊤ペルー）を生み出したインカの民族衣装は西洋人に侵略されたのちの近代の所産であり、インカ時代のものではない。ハワイのフラダンスは男性のものであったが、ハリウッド製フラダンスとして女性の踊りとなっていった。アイヌ土産の木彫り熊はロンドンで開催された国際博覧会から着想を得ている。

「文化」人類学者はフィールドワークにより観光資源化した民俗文化を一つひとつ検証している。まなざし論等の解説がなされるが、観光客は、事前にガイドブックによりインプットされた脳内データにより確かめている。そこでは反応の強い、刺激の強いものが観光資源として価値が出るのである。

伝統や歴史認識は個人の思い出の集合により形成されている。個々人の思い出は「本当に起こった物事の正確な記憶」ではなく、「現在目の前で起こっている事に準じて変わる」ものである。ビデオカメラのように全てを正確に映し出すものではない。現状に応じて勝手に個々人の脳が編集をし、美化されたり逆に苦くしたりするものなのであるから、あとから作り出されるのである。

3-6 観光ガイドブックとしての歴史用語

文化財保護法は歴史的に価値の高いものは文化財と規定する。その歴史とは、後世に作るもの（解釈されるもの）であるから、普遍性は保証されていない。過去に生存していた人の数だけ存在するはずの出来事の中から、後世、取捨選択して評価しているのである。

元寇の評価も変わってきており、モンゴル戦争と呼ぶ人もいる。鎌倉幕府は、元寇により力をなくすどころか社寺、公家にも支配を及ぼすことで権力基盤が強化されたと解釈する説もあり、鎌倉幕府がなぜ滅びたかは未だに共通見解は存在しない。用語「鎌倉幕府」も含め士農工商、四民平等、鎖国、大正デモクラシー、幕藩体制、明治維新等の歴史用語も後世の認識により作られた。概念そのものからも見直されている。

教科書で教えられる「産業革命」に至っては、産業「革命」不在説が学界の主流である。そのうちに「十字軍」は「フランクの侵略」と名称を変えているかもしれない。梁啓超が考えたとされる「世界四大文明」は既に教科書から消滅している。

4 自然観光資源

4-1 脳が作り出す自然観光資源

音も観光資源である。風景には音が欠かせないからサウンドスケープデザインが生まれる。永平寺の除夜の鐘も観光資源なのである。犬、猫の鳴き声は民族により異なって聞こえる。日本人は、犬の鳴き声と同様に虫の音も言語として聞いているが、民族によっては音楽として聞いているから聞こえ方が異なる。物理的特性が同じものでも文化を反映している（『日本人の脳 角田忠信』）。

色彩も文化である。人間の網膜には三種類の視細胞（錐体）があり、それぞれが異なる波長の光によって分解する色素を持っている。この錐体の活動状況の組み合わせが色覚の基礎にある。哺乳類の祖先は四色型の爬虫類から進化したが、夜間行動の期間が長かったため、多くの哺乳類は二色型のままである。ところが昼間活動が多くなった人類は緑から赤にかけての色彩の弁別が出来るようになった。しかし四色型のグループの存在も確認されており、二色型は色盲と差別されてきた。ミクロネシア連邦のピング

ラップ島は一色型（錐体を持たない）の住民の割合が高いが、この一色型の者は、暗いところで微妙な明暗を見分けることの出来る優秀な漁師になれる資質がある（『色のない島へー脳神経科医のミクロネシア探訪記 オリヴァー・サックス』）。光は物理的に存在するが、色彩は脳が作り出しているから、黄、赤、朱、紅等、色彩を表す字句一つをとって試してみても文化を反映せざるを得ない。

我々は、自然を絵画、紀行文を通して見るときは文化資源、旅して直接見るときは自然資源と分類する。しかし、概念として自然をとらえるときには、その自然は既に人間が作り出したものなのである。

子供の頃はだれしも地理的概念が出来上がっておらず、当然身近な風景がすべてである。どの日本の子供にとっても、エベレストやサハラ砂漠は絵本や教科書の世界であり、絵本や教科書がガイドブックなのである。

4-2 歌枕の風景と定数名所

変化に富んだ自然の風景を見て美しいと感ずるのは現代人の常識となっている。では、平安時代の女官たちはどうであったのだろうか。源氏物語も枕草子も、自然描写の細かなものが少ない。

歌枕の風景は絵画と和歌のモチーフになるとともに、絵画と和歌はガイドブックの機能を果たしていた。定数名所は、我が国の優れた名所・観光地として三景、八景、十二景、百景等として定数（名数）で選ばれた名所・観光地を指し、ガイドブックの機能を有していたのである。従って西田正憲は、平安文学は「意味の風景」の時代であったと断じている。

水村美苗は日本語が「現地語」から脱局して「国語」として成立した時期を明治の文明開花期だと記述する。平安文学といわれるものは、当時全く一握りの人々の娯楽として存在したものだと思える（『日本語が滅びるとき』）。

これに対して文学界の主流は、平安期に「国語」が成立していたと考える。伊勢物語、源氏物語、平家物語、方丈記、徒然草などの作品が生まれたのは漢字かな混じり文が成立していたことが大きく影響していると考えられる。

「現地語」から共有化が進んだ「国語」が成立すれば、風景を認識するもとなる文化を共有出来る。共有出来る地理的概念の未発達な古代、中世においては、共有できない実景よりも、共有する文学にあらわれる場所に特別の意味が重要であった。コミュニケーションを取る意味では、景観よりも意味が大切であったことは現代人の我々でも理解出来る。現代でも、富士山を見て日本であると思うのは、その情報を共有しているからである。従って西田正憲のいう「意味の風景」「視覚の風景」は程度問題なのであろう。

なお、有働裕著『源氏物語』と戦争』によれば、源氏物語が教科書に採用されたのは意外に遅く、1938年の桜花読本（六年生）において口語訳が掲載されたのが初めてである。宮廷恋愛を描いた源氏物語を道徳的に問題のない「児童文学」に改変して教科書に掲載し、一方で源氏物語を世界的文学と称揚しつつ、他方では道徳的観点から原典にあたらせないようにするという、教科書作成側の苦心が明らかにされている。

4-3 ガイドブックとしての地理的概念の発生

古代・中世の片道一週間程度の繰り返される貴族の旅は、沿道に国衙機構が整備され、社会体制が形成されていたから可能であった。十世紀代の熊野詣（㊤和歌山）は、必要物資は京から持ち出され参詣費用にあてられていたが、次第に現地で調達する方式が成立していった（舘野和己・出田和久編『日本古代の交通・交流・情報2』吉川弘文堂）。いずれにしても観光概念は成立しない時代であった。

近世に入ると風景の見方に新しい変化が芽生えてきた。客観的な観察や記録に主眼をおいた紀行文の

新しい動きが出てきた。同時に十七世紀中頃から旅案内の出版が始まっている。なかでも貝原益軒は早い時点でいくつもの旅行記を表した。柳田國男が、近世の紀行文学におけるこの詩歌美文から風土観察への転換が、十七世紀末の貝原益軒の紀行文から始まると指摘しているのも、このことによる。

十八世紀から十九世紀にかけては、農業生産が拡大し、商品経済が発達し、社会にはゆとりが生まれ始めた。街道は整備され、宿場はにぎわい、社寺参詣、名所遊覧、講中登山などの庶民の旅、学者や武士の採葉登山、蝦夷地と長崎への旅と新しい旅が生まれていた。浅井了意の『東海道名所記』をはじめ、十八世紀後半から十九世紀前半に、ガイドブックの販売部数が増加した。

庶民にとって想像で思い描かれるだけの歌枕が、実際に訪れることの出来る名所になった。そして視覚体験と絵画形式の落差が認識された。山梨俊夫によれば、「真景」とは想像力で作り上げた仮構の山水風景ではなく、絵描きが自分で実際見た、あるいは体験した景観を表す絵という意味が込められている。案内記に描かれた絵は、典型的な視点を選択しているから「仮構」である。旅では新たな発見と先入観の確認という、この相反する二つの事柄が錯綜して起きる。名所旧跡は、その典型的な場となったとする（『風景画考 世界への交感と侵犯（第三）風景画の自立と世界の変容』）。このことはテレビの旅行案内で知り得た情報を自分の目で確認する現代と変わりはない。テレビで見た大きさより小さいサイズの場合、意外感に襲われたりもするのである。

西洋において海洋の風景が発見されたのは十七世紀、森林や田園風景が発見されたのは十八世紀、山岳地等の大自然の風景が発見されたのは十九世紀である。落葉広葉樹の自然林や湿原の風景が発見されたのは二十世紀になってからである。従って十六世紀から十九世紀初めにかけてのオランダ商館員は、瀬戸内海の風景を賞賛することはなかったが、幕末から明治にかけての欧米人は賞賛したのである。欧米人は多島海、湖、河川、海峡といった近代の豊かな地理的概念を自由に駆使して瀬戸内海の風景を捉えた。西田正憲は、この欧米の風景観が日本に浸透し始めるのは二十世紀になる頃であったとする（『瀬戸内海の発見』）。

この点については、ミシママサオは、ヒュースケンの富士山に関する記述と、万延元年遣米使節団一行がサンフランシスコ湾の風景を表現する諸日記の文章を比較して、日本語が一人称の発達を見なかった点を原因としている（『我ら見しままに』）。

旅のガイドブックである紀行文は明治二十年までは具体的風景叙述がなく、江戸期の延長であった。柄谷行人は風景が日本で見出されたのは明治二十年代であるとする（『日本近代文学の起源』）。地理学者であり政治家・志賀重昂の『日本風景論』も明治二十七年に出版された。しかし同時に、他国の風景と比較し日本の風景を優位に置いた内容は、内村鑑三から批判を浴びていた。近年、同書が洋書からの剽窃が多いことの指摘を受け、更には金剛山等を世界に紹介するイサベラバードの著作が広まるにつれ、同書は教科書から削除された。それどころか、「志賀の漢文調は山頂の眺望は表現しえたが、自らが重視した途中の変幻自在な風景を写すには定型的」（『嘘の政治史』五百旗頭薫）とまで評価されている。

地理的概念が豊かになり通用するようになることと、固有名詞が付されるようになることは別問題である。日本航空機墜落事故をきっかけに御巢鷹山が認識されるようになった。全国に膨大な数の名もない山川が存在し、ある時突然観光対象として登場するのである。

4-4 国立公園と自然公園法

1872年にアメリカで国立公園が生まれた理由として、西部開拓や天然資源開発による自然保護の必要性、鉄道建設計画を推進するための観光資源の存在の強調が挙げられる。また歴史が浅く多民族国家のアメリカにとって大自然こそがアイデンティティやナショナリズムを培ってくれるものとなることが挙げられる。

日本においても、1931年に国立公園法が制定された。背景には、内外観光客誘致による地域振興、外貨獲得への期待のほか、ナショナリズムや郷土意識の高揚があった。

初期の国立公園の保護は人から見える風景を保護しようとするものであった。その後国立公園の保護は、人の視点に関係なく、自然性の高い植生を保護するなど、自然性、原始性の保護にシフトした。そこには保護の主眼が、風景保護から自然保護へと移行した過程が読み取れる。眺めという人のまなざしを重視した審美的な風景保護から、自然科学の評価に裏付けられた眺めを重視した景観保護へ移り、そして生態系や生物多様性といった概念を重視した環境保護へ移行した。法律名も国立公園法から自然公園法に改正され、2002年には利用調整区域への立ち入り制限規定が設けられたのである。

第4節 観光資源の分類及び評価

観光学では、観光資源を細分化して範疇化（カテゴリー化）を行う。この分類論は記録・記憶を前提とした講学上の必要性はもとより、商品の差異に着目する資本主義社会において、需要者、供給者双方にコミュニケーションを取る上で、更には観光資源の評価を行う上で、必須なのである。

1 分類・評価の基本的認識

人間は違うものを同じと見てしまう。二つのものを取り出したとき、類似点も相違点も同じだけあるにもかかわらず、無意識のうちに、違う物を同じものと見なしている。類似点の方をより注目するのである。これは類似点によって、モノやコトの値打ちをはかっているからである。このことを論理的に証明したものが「みにくいアヒルの子の定理（Theorem of the ugly duckling）」である。

例えば「くまもん」と「土佐犬」は違うか同じかを考えてみる。同じ点として「観光資源である」「秋田犬ではない」がとりあえず挙げられる。違う点としても、姿形や生物か否かという点が挙げられる。このように、類似点も相違点もいくらかでもあるということが示せるから、類似点の数の多さでモノゴトを分類することはできないということが分かる。「みにくいアヒルの子の定理」は、このように述語の重要性を決定するのは人間の価値体系であることを数学理論で示したのである。この定理は各特徴を全て同等に扱っていることにより成立する定理であり、すなわち、クラスというものを特徴量で記述するときには、何らかの形で特徴量に重要性を考えていることになる。従って、特徴に重要性を負荷することがパターン選択の本質であり、人間は価値判断によって、認識工学では特徴の重み付けによって、行ってきたのである。観光資源に関して行われるアンケート調査も、この思想により行われてきた。

2 分類・評価の物差し

観光資源論が観光学研究の中心テーマだとすれば、観光資源の評価論は、その資源論の中心テーマであり、観光学とは究極、観光資源に対して観光客が行う評価が中心テーマであるということになる。従って、資源の分類、評価が行われることになるが、直感的に資源の科学的評価などできないと分かっているから、行き詰まり感があった。観光地のアンケート調査に代表されるように、意味のある集合を選択するという作業を研究者の手で加えていたからである。

2010年コンピュータは猫がどういうものであるか人間に教えられることなく自力で理解した。いわゆる

るグーグルの猫であるが、既に顔認証システムを代表に、人間の視覚による認識能力を超えている。評価の基となる特徴量を人間の手で加えることなく評価が出来るのであれば、自然現象の解明で用いられている手法を観光学研究に適用出来る可能性が出てきたということである。

社会資本整備に関しては、費用対便益分析が求められる時代であるから、土木学会等においても数多くの論文が発表され、国土交通省においても行政的な対応がなされてきていた。その結果、社会資本整備を巡って多くの論議が積み重ねられてきた。

これに対して観光資源の評価は話題になることはあっても、論争になることはなかった。所詮は観光客の好みの問題であるとの見方が根底にあり、論争にはなりようがなかったのである。その観光資源の評価を社会的に議論した事例がある。室谷正裕による「観光地の魅力度調査」(運輸政策研究機構1998年)に関して、低位の評価がなされた地域から批判がなされた。国土交通省の公務員が運輸政策研究機構に出向中に行ったものだけに、低位評価の地域からの反発は強かったのである。室谷論文は土木学系の手法を用いて学術的研究として行われた。当然のことながら、同調査の評価も価値判断のくびきから逃れるものではないが、同様にその批判者も価値判断のくびきからは逃れられないものであった。

2-1 訪問客数、アクセス・検索数

観光学では伝統的に金銭評価以外の物差しとして、訪問者数等人数を使用してきた。政府が発表する訪日外客数、マスコミが行う人気投票がその代表例である。人数のカウントであるから、性別、年齢、出身地等の属性は重要であるが、基本的には一人ひとりを等価値と見なしている。選挙権と共通するから政治とは相性がいいが、経済効果は人数とは直結するものではない。観光客は増加したが、ごみばかり増えて儲からないという苦情も出るのである。

近年では、ネットのアクセス数、ヒット検索数も指標として活用されている。今後のビッグデータ研究が進展する中で更に有効なものとして活用されることが期待されている。

2-2 金銭

「[楽しみ]のための旅」が発生する社会は貨幣社会である。観光資源が他とは違うという差異に基づくものであれば、最も資本主義的商品である観光は当然金銭評価が行われる。

経済学で行われる金銭評価は選好性で考えるが、現実社会では具体的金銭評価になる。金銭評価が行われれば、すべての観光資源は同じ指標を使用していることになる。

個人の選択の自由は、一方で他人の利害と衝突する危険をはらむ。そこで各人の選択の範囲を制度で規定する必要がある。つまり主流派経済学では制度という概念が極めて重要であり、高い厚生経済を実現する政策提言は制度設計としてなされる。

神経経済学は選択の自由を考慮しない。制度設計の理念も排除し個人の心理的・生理的プロセスの中に直接的問題解決の所在を求める。このため神経経済学の政策提言は、脳のデータから快樂の指標を割り出し、適切な快樂水準を達成する選択をするように、いわば「セラピスト」として本人を説得する形を取る。アナーキーな部分を排除しきれない観光行動には神経経済学がより適合する。

3 評価主体と責任

評価は責任を厳しく問われることのないものが受け入れやすく、番付的なものとして好まれる。特に観光の場合、話題性、人気といったものが重要であり、番付評価がセットとなり一種の商品、産業を形

成しており、格付けの透明性が求められない実態がある。

格付けは価格形成に大きな力を持つ場合があり、一種の利権が発生することもある。ミシュランをはじめ評価基準を明示しないものが多い中、松田忠徳札幌国際大学名誉教授は温泉評価に関し「選定基準は「日本の温泉旅館としての矜持を持っていること、属している地域の風土を大切にしていること、温泉文化にこだわりがあること、外国人を受け入れる国際性を持っていること」「私にとっての国際性とは、優れた地域性、個性と同義であることを付け加えておこう」と判断基準を明示している。基準が客観的であるかは別として説明責任は果たしている。

3-1 公的評価制度

公的評価制度はある種の政策目的実現のため、公的機関が評価を行い、その評価責任を取るものである。公的機関が行うものであるから、行政情報公開法、行政手続法、個人情報保護法の仕組みで行われるものとなる。絶対的客観的評価が不可能であっても、一定の政策目的を実現するため公的評価が必要となることがあるが、そのためには、公的評価を実行する権力基盤とそれを受け入れる社会基盤が不可欠である。特に青少年の教育評価は後者の基盤が必要である典型的な事例である。インターネットの普及による法制度の流動化は、この公的評価制度も流動的にする可能性をもたらしている。

3-1-1 生産者のための公的評価制度

輸出検査法(1957年)によれば「輸出品の声価の維持及び向上」のため、指定貨物について、品質の検査基準を定めなければならないこととされていた。その品目並びにその品質を識別するための等級及びその基準を定めることが出来るとされていたが、同法は1997年に廃止された。酒税法においても税率を定める紋別制度が廃止され、食糧管理法に基づき買上価格を定める米の等級制度も1995年に廃止された。このように供給者の利便のための公的評価制度は廃止される傾向にある。

3-1-2 消費者保護のための公的評価制度

消費者保護のための格付制度は拡充傾向にある。1970年農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律は1950年制定された農林物資規格法を全面改正して制定された。観光資源も評価そのものは行わないものの、情報提供、評価方法の公示等に関する制度の整備は、消費者保護の観点から行われるべきものとする意見がある。

3-2 格付け、番付

3-2-1 観光における差異

格付は市場の効率性を損なう「情報の非対称性」を補う手段であり「シグナリング」(情報を持っている側が工夫して情報を持っていない側に伝達すること)の一種と分類される。資本主義も差異を前提としており、観光情報は資本主義商品の一つでもある。

観光における差異を観光以外のものにおける差異と区別する実質上の意味あいは話題・人気である。しかし単なる話題・人気だけではマスコミとの違いがなく、ヒトを移動させるだけの話題・人気ということになる。格付けの経済的な意味・意義は、ユーザーにとっては情報コストの節約、格付けされる側にとっては信頼を得るための安価な手段ということが挙げられる。

格付けは、単に第三者からの評価という側面だけでなく、品質の基準化という側面もある。格付けの意義が有効であるためには格付けの主体及びプロセスが「信用」を持っていることが大切で、この信用は、格付け主体の専門的能力、格付けに賭けられている価値、格付けプロセス(基準、評価者等)の適切性によって影響を受ける。格付けプロセスの適切性は透明性の確保と情報公開により確保される。評価時点

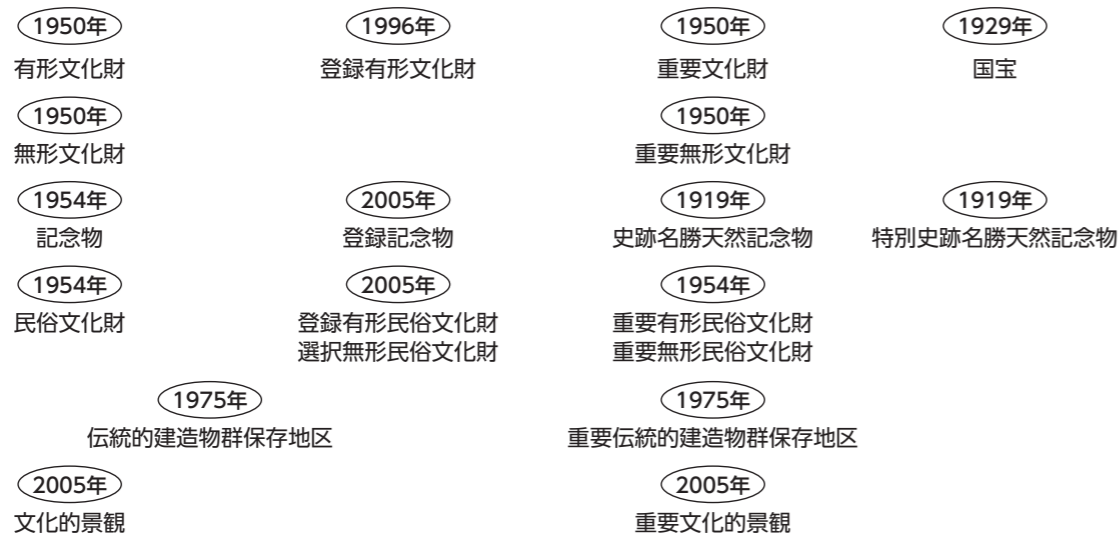
と利用者が利用する時点のタイムラグにつき、これまでは再検査期間が比較的長くても許されてきたが、消費者意識の向上、情報通信技術の進展はそれを許さなくしている。温泉虚偽表示を契機として温泉法施行規則が改正されたのもこのことによる。食品表示の虚偽等を排除する施策が求められる時代であり、運営技術的な理由から味の審査を省略するみやげ物（食品）コンテストも問題視されるであろう。

3-2-2 拡大詳細化の道をたどる文化財保護法

観光資源を論じる意味合いは評価に尽きる。評価を実施するために観光資源を分類する。文化財保護法においては分類が拡大詳細化している。評価を行うためには分類を詳細化せざるを得なくなってきたのである。民俗文化財が有形文化財から分離され、新たに「衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの」として範疇化されたが、これらは歴史上又は芸術上の価値に触れられていない。伝統的建造物群は「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの」として別途範疇化された。文化的景観は、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」として範疇化された。

文化財保護法は同法が文化財と範疇化するものうちから、重要なものを更に特別に範疇化し、保存、公開義務等の規制と助成措置を規定している。有形文化財については重要なものを重要文化財に範疇化し、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいなき国民の宝たるものを国宝に範疇化する。更に1996年の文化財保護法の改正により、重要文化財以外の有形文化財のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを登録有形文化財として範疇化し、範疇化を細分化している。無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に範疇化し、あわせてその保持者又は保持団体を認定する。記念物のうち重要なものを史跡名勝天然記念物に範疇化し、特に重要なものを特別史跡名勝天然記念物に範疇化する。更に2004年史跡名勝天然記念物以外の記念物のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを登録記念物として範疇化している。民俗文化財のうち特に重要なものを重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財に範疇化し、2005年に登録有形民俗文化財、選択無形民俗文化財も範疇化している。伝統的建造物群保存地区のうち我が国にとってその価値が特に高いものを重要伝統的建造物群保存地区に範疇化し、

図4-2 格付の拡大詳細化（評価システム）



文化的景観のうち特に重要なものを重要文化的景観として範疇化している。前者にあつては、制度的には市町村が都市計画または条例をもって定めた伝統的建造物群保存地区のうち、国がその全部または一部を重要伝統的建造物群保存地区として選定し、市町村に財政的援助等を行う制度となっているが、現実には伝統的建造物群保存地区のすべてが重要伝統的建造物群保存地区となっている。国の財政的援助等が期待できない伝統的建造物群保存地区を市町村が自ら条例や都市計画をもって定めるには住民の理解が得られないことがその背景にある。

文化財のうち最下級に格付されるものを制度的に範疇化する意義は、例えば重要文化財及び登録有形文化財以外の有形文化財にあつては、「その所有者が文化庁長官に有形文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることが出来る」とすることしかなく、規範性が弱いものである。その点では観光資源に関する規範性論議に近いものがある。更には、例えば有形文化財を取り上げれば、国宝、重要文化財にしても、法的に範疇化する規制と助成の枠組みを考察すると、輸出禁止、公開・修理・管理義務と補助金の助成措置のバランスが保たれているのか不明であるが、国宝等の文化財に指定されることが観光市場での経済的価値を高める可能性があることは否定できない。観光市場が公的制度に権威を求める重要性もそこにある。観光資源制度論の対象としての文化財は文化財保護法に規定されるものに限定されるものではなく、各自治体が独自に制定した条例により選定された文化財も対象となる。文化財保護法が対象としなかった時代における景観についても、自治体独自の条例で観光資源として取り扱っていた例は数多く存在する。

3-2-3 宿泊施設の格付論議

宿泊施設に関する公的評価制度は、仏国、スペインなどで実施されている。日本においては、国際観光ホテル整備法により1949年から実施されている。法的にはホテルと旅館に区分し、更に登録ホテルと非登録ホテル、登録旅館と非登録旅館に区分するシステムである。合計四種のカテゴリーに区分しているが、旅館業法は旅館、ホテルの区分を廃止している。登録ホテル、登録旅館には外客用の施設であることから税制上の優遇措置が規定されているが、仏国等では評価の高い宿泊施設は逆に税金も高くなっている。

4 世界遺産の観光資源化

4-1 世界遺産を頂点としたヒエラルキー化

観光資源の範疇化制度は、一般的にはより広域にわたるものが権威を持つ。市町村長が選定する観光資源より都道府県知事が選定する観光資源が権威を持つことが多く、最終的には国際的に範疇化されるものが、より高い権威を持つことが一般的である。

国、都道府県及び市町村による相互間の文化財指定の重複を回避する運用は、助成措置、規制措置の重複を回避する効果があったと考えられるが、現実の指定行為は地区予選的に市町村指定、都道府県指定、国指定と、指定の階段を順次上昇する形で行われることとなり、ヒエラルキー化を促進することとなった。地域住民が地域の文化財に誇りを持ち、条例による行為規制が国の行為規制よりも厳しく、またその分支援も手厚く行なわれるのであればヒエラルキー化は必然ではなくなる。違いが露呈した例に、既述した坂網嶋の例がある。このヒエラルキー化（俗化）にあえて入らないものが、皇室財産（京都御所、桂離宮等）であり、各種宗教団体の神事（東大寺修二会等）等であろう。

ヒエラルキー化の結果国等の関与する文化財が増加し、文化財のインフレ化を促進した。その結果更に上のヒエラルキーを求めることとなり世界遺産登録運動が盛んになっていった。その世界遺産もユネスコの管理能力を超えるものとなるくらいに増大してきている。

4-2 ガラパゴス神話と価値観の均一化促進

ガラパゴス諸島（㊤エクアドル）においてダーウィンは進化論の着想を得たとされ、世界遺産登録第一号となっている。しかし、ビーグル号航海記にはそんなことは書かれておらず、進化論発祥の聖地として認識されたのは、1935年ガラパゴス訪問百周年記念イベントが開催され、そこで孫娘がダーウィンはガラパゴス滞在中に着想したとしたからである。実際に着想したのは航海中であり、また、ロンドンの身近な生物によってもいくらかでも着想できたはずであった。

世界遺産条約は世界遺産を人類全体で保存しようとするものであり、日本のように単独で保存する能力のある国は、同条約に基づいた登録制度を活用する必要性は相対的には低い。白神山地（㊤秋田青森）が世界遺産に登録された頃は、日本では注目度が低く、自然公園法の適用外の地域の評価も高かった。白川郷（㊤岐阜）の世界遺産化により観光客増加が見られ、世界遺産登録運動が活発化した。知床（㊤北海道）訪問客は世界遺産登録後から減少している。

世界遺産は我が国では文化財保護法に規定する文化財と自然公園法に規定する自然公園にほぼ対応する形で範疇化されており、日本国内法でも対応出来るわけであるが、国内各地で世界遺産登録運動が盛んに行われているのは、観光資源としてのより高い権威が得られるからであり、その意味では外国（特に欧米）からの評価をもとに観光資源の範疇化を図らなければ、国内利害関係者の説得が難しい点では、後進性から脱却していないといえる。

しかしながら認知度が高まるとともに、世界遺産概念は確実に人類の価値観の均一化形成促進には寄与しており、その限りにおいて条約制定の効果はあったと考えられる。

第5節 認識と規制が生み出す観光対象

1 認識が生み出す観光資源

1-1 「死生観」と観光

全ての観光資源は人の認識が生み出すものであり、脳、心が生み出すものである。計算能力を持つ人の脳は将来を予測することができ、死を認識出来る心を持つようになった。死の認識は恐怖を生み出すとともに、観光資源となる芸術、宗教を生み出した。

人類にとって死は日常のものであったが、次第に非日常化していった。しかし必ず訪れるという意味での日常性は今も昔も変わりはない。近世の商人は五十歳までは稼ぐことと享楽に専念し、その後死の心配をした。寿命の延びた現代はこれから団塊の世代が後期高齢期に突入する。いやおうなしに死生観に関心を抱かざるを得なくなり、観光対象も死生観に関連するものに集中してゆく。死について知識として知っているということと自分自身に起きている死の現実の間には、恐怖を巡り越えがたい落差があるからだ。老化現象とともに必ず「宗教」に戻っていくのである。

1-2 魔女、呪術と観光

ホーソンの『緋文字』の舞台となったセーラムでは、「セーラム魔女博物館」がテレビドラマ「奥さまは魔女」のサマンサの像とともに多くの観光客を迎えている。ハロウィーンとハリーポッター世代には、教会主導の魔女狩りにより、数百万人が犠牲になったことなど想像もできないことなのである。

1970年代になって、近世の魔女迫害の主たる原動力が教会や世俗権力ではなく民衆の側にあったこと

が明らかにされた。カトリックの権威が揺らぎ、宗教改革から陰惨な宗教戦争に至る時期であった。十五世紀から十八世紀までに全欧州で推定四万人から六万人が処刑された。権力基盤の確立した大規模領邦では激化せず、小領邦ほど激しい魔女狩りが行われていたことは、現代のホロコーストの発生にも通じるものがある。

制度としての妖術行為の禁止は、1951年に詐欺的霊媒行為禁止令に取って代わられるまで英国では存続していた。英国の法制度を導入したイスラエルでは、現在でも施行されている。現代インド社会では、東部の農村地帯を中心に魔術を使ったとして殺害された被害者が百名を超えている。人間が魔法などの超自然的な力を持つと信じることは、アラーへの冒涇であるとされており、アラーへの冒涇には死刑が適用される。

日本の中世社会でも呪詛が実体的に機能していた。天皇や将軍の護持僧は莫大な財と膨大な労力をかけて呪詛防御の祈禱を行っていた。顕密仏教（㊤高野山）が受け入れられた要因として、効果の期待出来る医薬品等の使用とともに、呪詛を正当化する高度な理論があったからである。

ブドゥー教や各地のシャーマンの儀式は観光資源になっている。日本でも、恐山のイタコや京都貴船神社の丑の刻参りが伝承されている。現代は、呪詛は不能犯であるが、律令時代は犯罪であった。

2 規制と人流ビジネスの関係

観光対象を、人を動かす力を発生させるものという整理によって理解すれば、観光資源の考え方もそれに対応して考えることとなる。近年のハイフンツーリズム（なんでも観光）の傾向とも一致する。

日常と非日常の間にあるのは「差異の有無」である。暮らし方や自然の差異は文化や風景の違いとなってあらわれるが、規制が生み出す差異は規制逃れを発生させ、人を動かす力となる。観光「政策」の対象とはなり得ないが、観光ビジネスの対象にはなり得る。世間でいう闇の観光の対象となり得るのである。この点の認識が不明確な研究論文が散見されるから気を付けないといけない。

観光が非日常体験とすれば、日常を規制することにより非日常資源が生み出され、規制制度により観光資源が発生する。賭博、風俗、麻薬、暴力等は刑法等により禁止されており、これらが可能となるのは特別法による。

構造改革特区方式による規制緩和も同様である。その一方で交通・通信手段の発達が国内の規制制度を形骸化させる。外国やオンラインでのカジノ体験が代表である。観光資源は絶えず規制制度と表裏の関係にあるのである。

2-1 買物特区

旅具通関制度等、国境を超える旅行に伴う買い物に制度的特例が設けられることは通例である。

1964年オリンピック東京大会開催の年、外客の宿泊等に対し、料理飲食等消費税の非課税措置が講じられた。1999年長野オリンピック冬季競技大会でも同様に、特別地方消費税の非課税措置が講じられた。税という規制制度の一部解除を行うことにより「人を移動させる力」を期待したのである。

沖縄振興特別措置法による税制上の措置も同様である。本土復帰前は、面倒な渡航手続きとドル使用により、本土観光客にとっての沖縄旅行は海外旅行気分を与えたが、1964年の日本人海外渡航自由化により、この沖縄買物観光への打撃が予想された。遺族たちは戦跡巡礼だけではなく、廉価な外国産商品を購入する観光客でもあった。そのため同法は、復帰後一貫して観光振興のための免税等について規定を設けている。関税暫定法により関税が一定限度免除される制度である。他国の例では、マン島、アン

ドラ公国等が政策的に行っており、免税店が基幹産業となっている。

2-2 賭博

刑法は賭博及び富籤に関する罪を規定する。賭博、富籤販売が禁止されることから賭博等が制度的に非日常となり、観光資源化する。明らかに刑法に抵触することから、特別法により合法化されているものが、いわゆる公営ギャンブルであり、競馬法（1948年）自転車競技法（1948年）小型自動車競走法（1950年）モーターボート競走法（1951年）スポーツ振興投票の実施等に関する法律（1999年）により合法化されている。売上高（2017年度）は、馬が三兆三千億円、競艇が二兆二千億円である。モーターボート競走法は観光に関する事業の振興を目的とすることを明文化している。いわゆる宝くじは当せん金附証票法（1948年）により合法化されている。これらの制度趣旨は、産業振興、スポーツ振興であり、海外のゲーミング法の趣旨も観光振興・地域振興となっている。なお、平成二十八年カジノ法が制定された。具体的な実施施策は今後の課題である。なお、パチンコ（二十兆円）は、景品がその場で消費の用に供するものを対象としており、しかも換金はパチンコ経営者以外の者により行われること（三店方式）から刑法の賭博罪には該当しないとされている。

図4-3 規制と人流ビジネスの関係

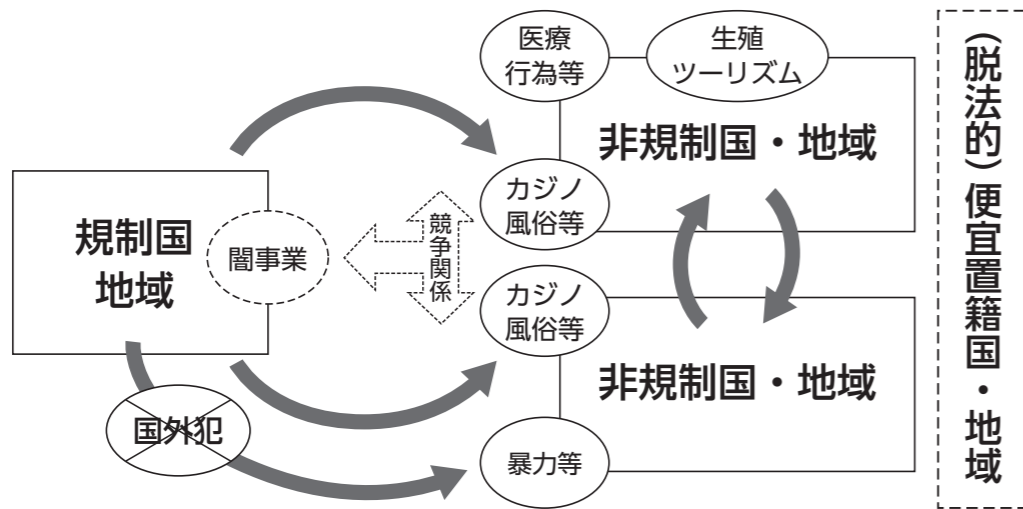
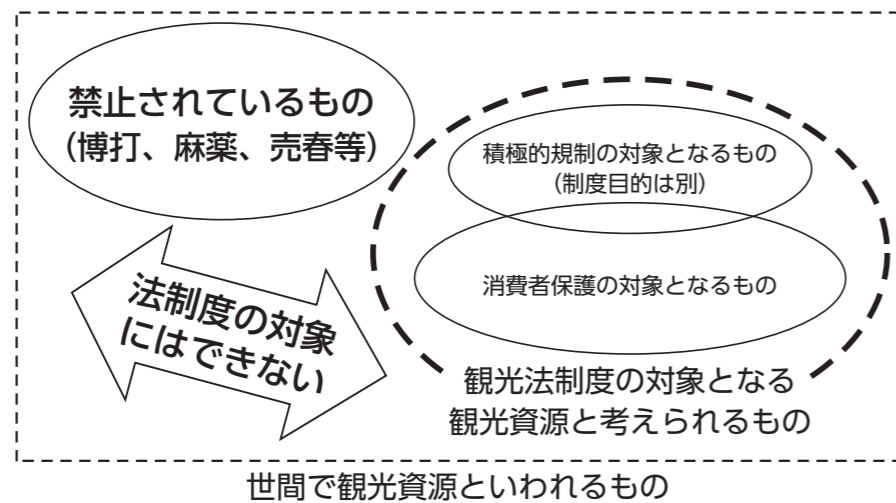


図4-4 観光資源



2-3 風俗、猥褻

人類にとって性行為は日常行為であるが、未成年、病気、暴力団等の対策等の理由による規制により非日常化され、観光資源化している。社会常識の変化による規制の運用緩和によりヘアヌード等が合法化され、わざわざ海外まで出かける観光資源とはなくなってしまった。日本では売春防止法があり、売春自体は犯罪とされていないものの、管理売春等が犯罪とされている。海外においては合法的に管理売春を行うことが可能な地域も存在し、管理売春が非日常である日本在住者にとって、観光資源となっている。風俗営業及び性風俗関連特殊営業等は「善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する」ため、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」により規制を受ける。同法が規定する「風俗営業」は「客の接待をして客に飲食をさせる営業」であり、「接待」とは「歡樂的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすこと」であり、まさに古典的な観光産業との認識にたっている。

2-4 薬物

薬物は使用も販売も刑法等で禁止されているが、薬物を求めて移動する人がいるから、観光資源である。観光政策論の対象にはならないが、観光行動、観光資源の対象ではある。大麻の取締は国によって異なることから、差異があり、その差異を求めて人は移動する。アヘンは江戸では咳止め、痛み止めの薬として普通に売られていたが、嗜好品としては大々的に広まっていなかった。幕府は清国でのアヘン蔓延の状況に強く危機感を感じており、取り締まりを厳しく行い、概ね水際で食い止めることに成功していた。この幕府の方針は、開国後の米英蘭露との条約（第1編第4節注参照）締結の際も維持されており、条文にアヘン輸入禁止の文言を入れることに成功している。

明治政府は1868年にアヘン禁令を布告し、1870年9月にはアヘン使用・売買を重罪とする法律を作った。その後1879年に明治政府は、国内外のアヘンを医療用として独占的に購入し、許可された薬局のみで販売するアヘン専売法を施行した。内地では一貫してアヘンを禁止していたが、植民地での大量生産、植民地向けの販売拡大により莫大な収益を上げており、日中戦争の戦費に活用されていた。

松本俊彦によれば、WHO等の国際機関は個人的な薬物使用を非犯罪化して、刑罰でなく医療と健康福祉サービスの対象とすべきとして、これを支持する科学的エビデンスが数多く出ており、国際的な潮流となっている（『公研』No.681）。

2-5 飲食物

保冷技術の向上と物流のコンテナ革命等により、食材はグローバル化し、地域の名産とされるものが世界中のどこでも入手可能となっている。それだけに食材の規制制度が観光資源を生み出す力となっている。ブランド化もそれを保護する規制制度により価値を維持するものである。和食のブランド化も推進されているが、日本の農産物は安全で農業の基準が厳しいという思い込みも指摘されている。食材を輸出して相手国の基準が日本より厳しいことに気が付くことが多く、否認されるレベルにまでなっている。その代表例がコメに含まれる無機ヒ素問題である（畝山智香子・松永和紀対談「食の安全とリスクを考える」『公研』2016年6月号）。

飲食物の規制制度の代表格である米国禁酒法は、1920年から1933年まで憲法修正第18条下において施行され、消費のためのアルコールの製造、販売、輸送が全面的に禁止された。現在でも公海上を航行する便宜置籍船において賭博等が行われているのは禁酒法が始まりである。なお、禁酒法の廃止による余剰取締官（FBI）はその後の大麻取締対策に振り向けられることとなった。

日本では、ふぐ調理師の免許や資格は各都道府県が個別に定めているため、特段の定めのない限り当該都道府県内のみでしか通用しない。このため、地域により「裏メニュー」的に提供され、中毒事件が表ざたになることがある。

コカ、ビンロウ等国により取り扱いの異なる嗜好品が存在し、観光資源化している。その代表例が大麻であり、従来からソフトドラッグとハードドラッグを分けて考えるオランダ、カナダ、ニュージーランドに代表されるように、その使用は公衆衛生の問題とし、犯罪ではないとする国、地域があり、結果的に観光資源化されている。

2-6 動物虐待、暴力等

スマホやビデオゲームがない時代、欧州では人々は楽しみのため、暇つぶしのために、ブラッド・スポーツに興じていた。狐潰し、Goose pulling、Rat-baitingと呼ばれるものであるが、現在は多くの地域で禁止されている。

進化の過程で動物も意識、感情を獲得していることが理解されてきた。霊長類や鯨等に限らず、魚類も鏡に映った自分を自分だと認識することが動物社会学で明らかにされつつある。そのため観光資源としての動物の取り扱いにも変化が見られる。

1948年東京都は闘犬・闘鶏・闘牛取締条例を制定し、犬、鶏、牛その他の動物を互に闘わせてはならないとし、違反すれば五万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処すると規定した。その一方で新潟県旧山古志村の牛の角突き（闘牛）は重要無形民俗文化財に指定され、観光資源となっている。日本では闘牛、闘犬は存在するが、闘鶏は行われていない。日本で規制すれば規制のない国の観光資源となる。現にフィリピンでは闘鶏が観光資源として行われている。沖縄県で開催されていた「ハブとマンガースの決闘ショー」は、その残酷さが多くの人の批判を呼び、動物愛護の観点から問題ありとして、1999年以降行われていない。

スペインのバルセロナ市は「反闘牛都市」を宣言している。スコットランド議会は「野生哺乳類保護法」（狐狩り法案）を可決しているが、狐狩りは英国農村の伝統文化、都市住民の感情的議論で禁止するのは不公平との反発があると報道されている。

銃の使用も観光対象となっている。我が国では銃砲刀剣類所持等取締法で規制されているから、グアム島の射撃場では日本人相手の観光資源となったのである。

暴力もボクシングの合法化により観光資源化してきた。決闘罪ニ関スル件（1889年）は決闘すること自体を処罰する法律であるが、時代、地域においては決闘が合法である場合もあった。ボクシングとレスリングやキックボクシングの選手が両者の取り決めたルールで競技を行う異種格闘技が実施された。運営の仕方如何では死者が出る可能性があったが、そのリスクが高い分だけ刺激性に富み、観光興行としては価値が高まったのである。

2-7 介護、操縦免許等の資格

国家を前提とすれば当然国家間に制度的な差異が発生する。相互主義、多国間条約によりその差異をなくすことが行われている。

海外で取得した資格が日本でも通用する場合に、人を移動させる力になる。航空機操縦免許の取得が代表例である。EUに含まれる国の医師免許等があれば、EU内のどの国でもその資格が有効に取り扱われる。従って、資格取得のための移動が人流の大きな力となる。

2-8 医療等

人が高度な医療を求めて移動することは自然である。しかし、医療「ツーリズム」論議においては、全額自己負担で高い診療費を支払う外国人患者が優先的に扱われることになる点、混合診療の全面解禁につながる点において「心配している」と日本医師会会長はコメントしている。実際のところ医療ビザもほとんど活用されていない。この点について、上昌広及び川淵孝一は対談（『公研』2017年3月号「高齢化社会の医療のあり方」）において、医療費のコストを一番下げるのは移民であるとし、移民の看護師、介護士、ドクターを採れば、人件費は圧倒的に下がるし、不足も緩和されるとする。日本国内の医師不足の論議は日本医師会がためにする論議であり、EU内共通免許が取得出来るところから東欧の医学部に三百人以上の日本人が行っている。コストの安いところで学び、欧州で働くのである。両氏は「日本人が中国の医師免許を取ったらそのまま日本で使えるとは言わないまでも、少なくとも予備試験のチャンスくらいは与えたらどうか」「中国で医師免許を取った日本人は、日本で働かずに東南アジアに進出」とし、規制が生み出す人流が、規制の壁を低くする効果が期待出来るとする。米国観光協会のCHINA: SUMMARY INBOUND TRAVEL MARKET PROFILE（2015年）でも、渡米してきている留学生、医療目的の旅行者も旅行市場に組み込んで考えている。

臓器移植、出産、死亡等に関わる地域の制度は、当該地域の宗教、道徳等に依拠して判断されるものであり、当然地域間の差異が存在する。その差異を活用して人を移動させる医療ツーリズムが発想され始めているが、拡大するとすれば世界共通基準が求められることとなり、差異がなくなるにつなげてゆく。

第6節 観光資源の再構成

1 科学技術の進展による観光資源の拡大

1-1 宇宙旅行

自らの目で見えた風景を表そうとすると、遠くを見たいという欲望から絵師の視点は上昇した。船舶、鉄道、航空機の発達も風景感を変化させてきたが、当然その先には宇宙船がある。宇宙船から地球を眺めれば、風景観とそれを形成する文化観も変化する。しかし航空機による旅行の発展に比較すると、民間宇宙ロケットの発展は極端に遅い。ガガーリンが宇宙に出かけてから半世紀以上も経過している。観光に必須の大衆化戦略が出来ていないからである。

観光政策は国、地域を単位として発想されてきた。従って、国際的な宇宙政策や科学政策は樹立されても、国の枠を超えた観光政策は樹立されていない。国の威信をかけて宇宙飛行士を送り込むという目的、防衛政策の観点からの宇宙開発目的、あるいは科学技術の観点からの宇宙開発は政策として成立させられるが、「[楽しみ]のための旅」を促進する政策目的は樹立できないでいる。

国防技術から始まったGPSも民間解放され商業用に活用されている。宇宙開発技術も商業用に開放される機運がようやく発生し、産業政策として宇宙観光産業にも着目されるようになってきた。

宇宙は人流のフロンティアであり、宇宙が観光資源となれば、国境を超えろといった発想も一般人から消滅する。宇宙旅行に関する政策は旅行者の安全確保を基軸としたアウトバウンド政策に行き着く。そして、宇宙空間での「無重力体験」は、どのテーマパークもかなわないアトラクションになるのである。宇宙旅行には、経済性と同時に無重力状態や放射線の被ばくによる身体的影響を克服しなければならぬという制約があるが、航空輸送と同様いずれ大衆化するであろう。

1-2 自然現象等の観測

自然資源に分類されるものも、三百六十五日、二十四時間同じ状態ではなく、周辺環境により評価も変化する。その意味では文化的存在でもある。摩周湖は無名であったが流行歌「霧の摩周湖」のヒットにより有名観光地に昇格した。しかし「霧の摩周湖」が忘れられれば再び無名の存在に逆戻りしてしまう。

日食、オーロラ等の自然現象に関する予測技術が観光資源を生み出してきた。観光対象と観光資源を使い分ける発想に立てば、科学技術の進展により、観光資源から観光対象となることが出来るものが増加したということになる。

日食、月食は完全にその発生を予測出来るから、日食ツアーが販売されている。オーロラツアーも完全ではないがおおよその発生は予測出来るからツアーが販売されている。蜃気楼の発生はまだ確率の世界であり、商業ツアーの販売は無理なのである。

気象予報、地震予知等の精度を上昇させるため、人類社会は高速コンピュータを活用するようになり、量子コンピュータの出現は、結果として観光資源の開発に資するのである。ポロロッカ（海嘯）、レンズ雲、光柱（ライトピラー）、逆さ霧、ダイヤモンドダスト、幻の噴煙（レーニナ山）等これまで一部の愛好家の関心事であったものが新しい観光資源として身近に認識されるようになるであろう。

自然現象だけではなく、動植物の生態も新しい観光資源として見直される。渡り鳥の大群、昆虫の生態等、動物の行動を予測出来る技術が発達すれば観光資源となる。

2 観光資源としての「歴史」

2-1 歴史教育の再構築

2-1-1 ヘロドトス、司馬遷、イブン・ハルドゥーン

ヘロドトスが『ヒストリアイ』を書いたとき、歴史という意識はなく書名を「調査研究」にした。この書名が英語の「ヒストリー」の語源になっている。ヘロドトスが示した世界観の一つは、政治勢力の対立・抗争が世界の変化を起こす、というものであった。司馬遷の『史記』の世界観はヘロドトスの歴史観とは異なり、君主である漢の武帝がいかに正統の天子であるかを証明するためにあった。十四世紀世界でもっとも先進地域であったイスラムの歴史家イブン・ハルドゥーンは『世界史序説』において、人間が社会生活を営む地域にはそれぞれ固有の文明がある、という視点で歴史を記述している。これらのことを認識すれば今日の歴史認識問題も人流の障害とはならなくなる。

2-1-2 字句「歴史」を造語した日本

字句「歴史」は明治期に日本で作られている。「史」とは、文書係の役人という意味での『史記』の「史」に、代々つながっていくという意味の「歴」をつけて造語したものである。

明治政府は、輸入した西洋史に負けない中国の王朝史の作成を意図した。西洋史との関連性を大事にする必要があると考え、マルコポーロ等の東西交流史が教科書に書かれることとなった。しかし、工夫して造語した皇帝、封建制、革命等の訳は、当時の東洋史はもちろん現在の世界史にも大きな混乱をもたらした。例えば、秦の始皇帝（㊤西安）等の皇帝は天下を統治する「天命」を受けた世界の中心であるが、ローマ皇帝のアウグストゥス（㊤ローマ）は、独裁色を薄める必要性のあった元老院の筆頭議員に過ぎない。

2-1-3 歴史教育と観光資源

専門分野としての日本の歴史学は伝統的に西洋史、東洋史、日本史に区分され、現在も継承されている。世界史教育は1949年に新制高校に初めて導入された。しかしアジアとヨーロッパは別々の章になっ

ており、相変わらず西洋史と東洋史のままである。国史から改称された日本史も含まれない。従って、その時代の世界がどのように動いていて、なぜその国の人やものが日本にまで来訪したのか、日本人はそこで何を考えどう対応したのかについてまで考えられないのである。その延長に歴史認識の問題化がある。

時代区分については、欧州、中国では王朝交代で時代を区切っている。保立道久（東大史料編纂所名誉教授）は日本についても、明治以前を「古墳→大和→山城→北条→足利→織豊→徳川」に区分する提案をしている。観光資源の名称に冠される鎌倉、奈良が消滅するから観光ビジネスへの影響は大きい。

日本という国号と日本天皇という君主号は、663年の白村江の敗戦によって朝鮮半島から追い出された倭人たちが、大陸からの渡来人と一緒になって、唐帝国に対抗するために生み出したものである。従って『日本書紀』は、司馬遷の『史記』の枠組みに従っていないながらも、日本文明は最初から「シナ」とは無関係に自立的に発展してきたと主張した。この理解が出来れば、歴史認識を超えた形で歴史資源を極東共通の観光資源、観光ビジネスに活用出来る。

2-2 観光資源としての日本の歴史

2-2-1 神話から解放された観光資源としての古墳

仁徳天皇陵古墳が学術的命名法に則り名称が大仙陵古墳に変更され、大仙陵古墳を含む「百舌鳥・古市古墳群」を世界文化遺産として登録（㊤大阪府）した。2018年、宮内庁は堺市等と共同で大仙陵古墳を発掘すると発表している。歴代天皇や皇族の陵墓を宮内庁が外部機関と共同で発掘するのは初めてである。神話が絶対視された戦前の影響からようやく抜け出せるようになった。一般市民が関心を持つ観光資源としての影響力が大きくなってきたからである。

日本では縄文時代前の時代を先土器時代、無土器時代と呼び、日本列島に人類は居住していなかったと考えていた。しかし1949年に相沢忠洋が岩宿（群馬県）で旧石器を発見し、現在までに四千方所を超える遺跡が確認されている。ほとんどが約三万年前から一万二千年前の後期旧石器時代のものである。

遺跡の発掘は、戦時中軍事工場建設で発見された登呂遺跡は別にして、多くが公共事業の施工による。文化財保護法は、埋蔵文化財包蔵地での開発事業には事前届出等を求めており、吉野ケ里遺跡、三内丸山遺跡が整備され、文化観光資源に活用されている。自治体も文化庁の風土記の丘整備構想、史跡等活用特別事業（ふるさと歴史の広場事業）により、観光資源として整備を推進している。

考古学分野で旧石器時代の石器や遺跡が捏造された事件があった。この事件では、文部科学省、考古学者、地域観光振興を図りたいという地方自治体の思惑も絡んで、国費が投じられた。捏造された石器や遺跡は、メディアや行政にもはやされ、教科書にまで掲載されていた（『神々の汚れた手 奥野正男』）。二十世紀当初にも英国でピルトダウン原人事件が発生している。考古学的には捏造が証明されているが、今もなお記念碑が立てられ、コナンドイル犯人説等話題を提供する観光資源としての価値を保持し続けている。

2-2-2 観光資源としての日本史の歴史用語

公益財団法人日本交通公社は観光資源台帳を作成し、超A級観光資源を「わが国を代表する資源であり、世界に誇示しうるもの。日本人の誇り、日本のアイデンティティを強く示すもの。人生のうち一度は訪れたいもの」とするが、この台帳は、人為的空間概念である国境意識を前提とする限界を抱えており、特に日本のアイデンティティには時間を超えた普遍性の検証が必須である。

① 源平合戦 平家物語(源平盛衰記)

源平の古戦場や史跡（㊤宮島、㊤平泉）は全国で観光資源として活用されている。源平合戦は「治承・

寿永の内乱」の一部に過ぎず、源氏同士、平氏同士が争う現象は日本各地で見られた。父系で見れば源氏だが、母系で見れば平氏、またはその逆という武将も少なからずいた。平氏も源氏も多くの人が動員され、その戦時体制が鎌倉「幕府」となった。鎌倉幕府は予期せぬ結末でもあった。その字句「鎌倉幕府」は明治の造語である。

鎌倉幕府は皇国史観のもとで武家政権の始まりであるものとして嫌われ始め、鎌倉幕府創建という流れを作った文覚上人は、芥川龍之介による1921年『袈裟と盛遠』を最後に語られることはなくなった（『日本古代史の「病理」 相原精次』）。平家物語は鎌倉と瀬戸内海の合戦で話が完結するため、関東、東北の歴史観光資源が少ない。

② 江戸時代

近世日本の経済発展を1990年ドル購買力基準で測ると、一人当たりGDPは2010年21,935ドルであるのに対して、1600年667ドル、1846年905ドルと変化が少ないが、非一次部門のシェアが拡大し、貨幣需要は高まっていた。貨幣相場は安定しており、人流・観光にはプラスであった（『近世貨幣と経済発展 岩橋勝』）。

この江戸時代の評価は戦後も概して否定的であった。その影響もあり、世界遺産も姫路城が評価されているだけである。否定的な理由としてマルクス史観が挙げられるが、薩長史観を挙げる人もいる。福沢諭吉は「門閥制度は親の仇」と言っていた。

高度経済成長を終了し、環境問題などさまざまな矛盾が露呈した時点においては、江戸時代が持続可能な経済のモデルとして再評価する人が出現した。

これに対して、豊かな水田風景が生まれ、米が貨幣経済の中心になり、その結果人災とも思える天明の飢饉等が発生したのも江戸時代だという再々評価があるとともに、明治維新後数年を置かずして貨幣統合の新貨条例が公布できたのは、国内が緩やかに統合されていた江戸時代の貨幣市場だと評価を受けている。

③ 明治維新と日露戦争

③-1 観光資源としての明治維新と西郷隆盛人気

字句「維新」は幕末から頻用されてきた字句「一新」を後で中国の古典詩経の文言に置き換えたことに始まる。詩経での維新の意味は王朝交代と同義であり、王政復古と矛盾する。幕藩体制の崩壊は藩の滅亡につながるから、長州薩摩が討幕を藩の方針に掲げたことは一度もない。大政の奉還には、少数派の倒幕派である西郷は御旗がなくなり困った。従って、王政復古の号令は討幕ではなく、新政府のイニシアティブをだれが取るかということであった（『明治維新を考える 三谷博』）。『トマス・クック物語』でもこのことが分かりづらかったのであろう。幕末期の異人排斥テロリストと長州藩の区別ができていない。

近世では字句「幕府」、「藩」、「朝廷」はほとんど使用されなかった（『東アジアの王権と思想 渡辺浩』）。これらは明治初期に定着した言葉であり、幕府は朝廷より正当性の乏しいもの、藩は中央の政府を守るべき正当性の乏しい存在であるといったイメージであった。

安藤優一郎は、西郷隆盛を人気者にしたのは地元民ではなく東京市民であり、明治政府への反発の裏返しであったとする（『幕末維新消された歴史』）。東京にも西郷隆盛に関する観光資源が多く存在するから、それなりに説得力を持つが、地元鹿児島には許容できない。

③-2 司馬史観とその評価

『坂の上の雲』の舞台・旅順を、改革開放運動の最中は日本人観光客誘致のため、当局は積極的に活用し、外国人立ち入り禁止区域から除外している。しかし二百三高地は高媛がいうようにホストは中国で

あり、日本もロシアもゲストに過ぎない。

司馬遼太郎に渡辺京二は手厳しい（『幻影の明治』）。幕末の日本人大衆は、馬関戦争では外国軍隊の砲弾運びに協力してそれが売国の所業だとは全く考えていなかったという例を出す。戊辰戦争で会津藩が官軍に攻められたときの会津の百姓も、官軍に雇われて平気の平左であった。同じ行動は、中国の民衆にも表れる。為政者が英国人でも土地の支配階級でも同じである。つまり近代国家概念が後で作られたものだからである。

日露戦争開戦直前まで、日本は官民を問わず戦争を望んではいなかった。山本権兵衛は朝鮮など放棄していいと言っていた。それが馬関戦争で弾運びをしていた民衆が、祖国のために一命を賭する「国民」に変化した。「国民」が存在しない清国の状況を憂えた女子留学生（『秋風、秋雨人を愁殺す 武田泰淳』の主人公）は、1907年紹興での蜂起を計画し処刑されたが、西湖畔（㊤杭州）の秋瑾像は日中両観光客の資源となっている。

司馬氏も、「ロシアに勝てた」のは、近代化の達成においてロシアをしのいでいたからだとしたかったのだが、現代の日露戦争勝敗観は大きく変化しており単純な評価ではなくなっている。

満蒙地域における戦闘の評価はこれからも変化し、その変化とともに観光行動も変化する。ノモンハン事件・ハルハ河戦争の世界史上における歴史認識評価（『ノモンハン戦争 田中克彦』）が変われば、この地域はスターリングラードの攻防、ミッドウェイ海戦をしのぐ大きな観光資源になる可能性がある。

3-2-4 歴史教育が偏在させる世界文化遺産

ユネスコに登録されている世界文化遺産は地域的に偏在している（表4-1）。限られた時間の中での歴史教育には限界があり、他国の歴史に関しては、欧米、しかもキリスト教に偏りがちであることが、世界文化遺産の数に影響していると思われる。

ルネサンスの三大発明はすべて、シルクロードを通じてもたらされた宋の発明品の改良である。火薬・鉄砲は騎士の没落を引き起こし、羅針盤は大航海時代を可能とし、活版印刷は宗教改革を可能としたから、欧州アジアを超えた人類全体の遺産である。歴史教育も民族教育に重ねて人類に共通する、あるいは異民族の歴史を学ぶことにより、世界遺産に関する理解も進展する。

戦時に敵味方なく救援活動を行う赤十字はイスラム諸国では赤新月と呼ばれるから、「十字」軍（㊤パレッタ、マルボルグ、トマール、ミストラ、ロードス島）という見方も再考察が必要である。占領軍、解放軍も見方が異なれば逆転する。イスラム世界やインドの歴史、中央アジアに関する歴史教育が変われば、世界遺産も変化する。

表4-1 世界遺産国別登録数 2019年

順位	国名	合計	文化遺産	自然遺産	複合遺産	順位	国名	合計	文化遺産	自然遺産	複合遺産
1	イタリア	55	50	5	0	8	イギリス	32	27	4	1
1	中国	55	37	14	4	9	ロシア	29	18	11	0
3	スペイン	48	42	4	2	10	アメリカ	24	11	12	1
4	ドイツ	46	43	3	0	10	イラン	24	22	2	0
5	フランス	45	39	5	1	59	モンゴル	5	3	2	0
6	インド	38	30	7	1	73	マリ	4	3	0	1
7	メキシコ	35	27	6	2	84	スーダン	3	2	1	0

出典：https://worldheritagesite.xyz/ranking/ranking-2/

① 文芸復興(ルネサンス)

歴史用語ルネサンスは十九世紀後半に確立した。古典古代の文化を復興しようとする文化運動であり、十四世紀にイタリアで始まり、やがて西欧各国に広まったとする認識を反映して、イタリアの世界遺産登録数が現在のところ一番多くなっている。

ギリシャ・ローマ等の古典文化は、八世紀から九世紀にかけてアラビア語に翻訳され、初期イスラム文化の発達に貢献した。この古典的な文献とイスラムの学者の注釈がラテン語に翻訳されるようになった。翻訳作業は、イスラム支配下のスペインで行われ、イスラム教徒、キリスト教徒、ユダヤ教徒等数多くの翻訳者が参加した。

② 紙と印刷術が可能にした聖書の民衆への普及

グーテンベルクが改良した活版印刷技術は、中国から伝わった印刷技術と紙を活用し、瞬く間に欧州に広まった。漢字と異なりアルファベットは数が少なく活版の実用化向きであった。この印刷により、マルティン・ルターは独語訳による聖書を普及させ、ラテン語訳の聖書に基づく教会の情報独占を破壊した。

十六世紀まで各地域からの教会税はバチカンの収益となっていた。近代国家の誕生とともに、各国は自国の富がバチカンに流れることを可とせず、自国内に止めておくことを歓迎し、それぞれの地域の教会が、ローマと絶縁することを積極的に後押しした。

第七回十字軍のエジプト、チュニジア遠征が失敗におわり、教皇の信頼性が低下した。1521年サンピエトロ大聖堂建設資金のための免罪符販売をマルティン・ルターが批判を行ったため、ローマ教会を破門され神聖ローマ皇帝に追放された。そのためルターはザクセン選帝侯の庇護を受け、新約聖書の独語訳を完成させた。

③ 近代観光概念を可能とする蓄財罪悪観からの解放

1524年「神の前に万人は平等」とするルターの教えの影響も受け、農民は農奴制廃止と税の軽減等を主張する独国農民戦争が発生した。しかし最終的にルター派は諸侯につき、農民は反ルター派になってしまった。今でも南独国はカソリックが多い。ルター派は自分たちの宗派は法的根拠を持つ正当な教会であると応報し、庇護下の諸侯の地では、宗教改革のイメージとは真逆に保守的な勢力であった。

よりラディカルな改革を求めた人々の動きはカルヴァンに引き継がれた。カルヴァンは天職に励むことで救済を確信させ蓄財を認めた。マックスウェーバーが理論づけた『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』の表題をカルビニズムの倫理としておけば分かりやすかった。近代観光概念もこの精神によって形成されている。

カルヴァン派はピューリタン(英)、ユグノー(仏)、ゴイセン(蘭)として広がり、バプテスト派はこの流れから出てきた。それまで自由に教会を作る権利という考えは、教会の地位を破壊する恐ろしい考え方だとされていた。近代の様々な自由思想、デモクラシーの形成に寄与し、その担い手となったのは、カトリックやルター派、そしてカルビニズムに排除され、迫害を受けてきたこの「改革の改革」を主張したプロテスタンティズムのことである。これがキング牧師やオバマ大統領を生んだ政治的伝統である。

3 戦争と観光資源

3-1 戦争とメディアと観光

メディアは刺激を基本とするから、戦闘を好んで取り上げる。戦争の記憶や記録には刺激があり、人を移動させて見に行かせる力がある。アルゼンチン沖のフォークランド諸島は、多くの日本人は英国民

の戦争熱を煽りたてた戦争報道により初めてその存在を知った。その結果、人流・観光資源となったのである。

米国メディアが米西戦争で販売部数を拡大したように、日清戦争時、新聞は国民にむけて多くの戦争報道をした。従軍記者を送るなど戦争報道に強かった大阪朝日新聞と中央新聞が発行部数を伸ばした。戦争報道は、新聞・雑誌で世界を認識する習慣を定着させるとともに、メディアの発達をうながしたが、人々の価値観を単一にしてしまう危険性を持っていた。清が日本よりも文化的に遅れているとのメッセージを繰り返し伝えたからである。満州事変時も、庶民はむさぼるように事変を報道する新聞を読み、ラジオを聞いた。

今日でも、バルカン半島情勢、中東情勢等を、CNNやBBCなどの英語圏メガメディアがどういう報道をするかによって、国際世論が形成され、現実の国際政治も動くという事態が出現している。フォークランド戦争時、英国世論とメディアの多くはサッチャー政権を支持したから、第一次大戦時の様相とあまり変わりはない。

3-2 「ダーク・ツーリズム」概念の再構築

3-2-1 興味度と「嫌い」度

「ダーク・ツーリズム」概念は1990年代に提唱され始めた。脳内反応の可視化による脳波信号解析の手法を用いて説明すれば、「興味度」が高いもののうち、「嫌い度」が高いものを人流・観光資源として分類するということになる。この「嫌い」の感性は「好き」の感性以上に複雑な感性であり、単純に「ダーク」とまとめて分類できないものである。また「嫌い度」が強くて「興味度」を遥かに超えてしまうと観光資源価値が消滅してしまう。韓国のいわゆる敵産家屋は日帝残滓、日帝痕跡として認識され、朝鮮総督府、旧ソウル市役所等は消滅してしまっている。ムンバイの駅舎チャトラパティ・シヴァージー・ターミナスは大英帝国植民地支配の象徴であったが、世界遺産に登録され観光資源として活用されている。人流・観光政策として重要なことは「嫌い度」を上回る「興味度」になるように施策を講じることであり、メディアの活用もそこに求められる。

ダークとする価値観は中期的には風化の第一歩を進み出すものである。記憶が風化すれば価値中立的になる。政治学としてはそれで問題解決である。源平合戦の史蹟のようなものであり場所そのものが曖昧にすらなる。そうなると刺激性が薄れ、人流・観光資源としての価値は少なくなり、学術的、芸術的価値のあるものだけが残る。

3-2-2 殺戮の記憶・記録の展示

戦争は国家政策の一つであり、外交の延長上で考えられていた時代には、適当なところで講和をはかった。ところが第一次、第二次大戦ではメディアもあおりたてる国家総力戦に変化し、非戦闘要員も巻き込まれる大規模な殺戮戦となった。その結果、戦争の記憶・記録が刺激性の点において最大のものとなった。

この殺戮の記憶・記録の中には、古典的な国際法上の戦争行為の範疇にはおさまらないものがある。世界遺産に登録されているアウシュヴィッツ＝ビルケナウ強制収容所、原爆ドームが代表例である。しかし、スミソニアン博物館では原爆投下機エノラ・ゲイの展示はひっそりと行われている。価値判断が比較的多くの人に共有されているものですら、注目を浴びたタイミングまでを考えると、極めて政治的なものである。大戦直後には意図的であったかはともかく、それほど注目されなかったホロコーストや原爆被害は、あとで思い出す行為であったから「フィクション」が入り込む可能性がある。それでも人流・観光資源としては、刺激が強ければ力があるということになるのである。

カンボジアのトゥール・スレン虐殺犯罪博物館は『キリングフィールド』(1984年)、台湾の台北二二八

記念館は『非情都市』（1989年）、ルワンダのキガリ等にある虐殺記念館は『ホテルルワンダ』（2004年）といった映画とともに話題を継続させ、多くの訪問者を得ている。その一方、映画化されていない二十世紀最初のジェノサイドであるナムビア先住民ヘレロ・ナマクア虐殺は、当事国住民以外は知らないのである。

3-3 抑留の記憶

第一次大戦の敗戦国独国は、戦後賠償支払のための外貨を市場調達したため、世界的な貿易不均衡を生み出した。この問題を回避するため、ヤルタ会談では賠償は外貨や正貨支払いではなく、役務や現物による支払いで行われることが合意された。この役務賠償の考え方は捕虜の強制労働を正当化する理由になった。ソ連がポーランド侵攻以降獲得した独国軍捕虜は四百万人に及び、1948年末の段階で五十七万人が死亡し五十四万人が未帰還のまま抑留された。

1945年2月米英ソにより日本の敗戦処理を巡るヤルタ秘密協定が取り決められ、ソ連参戦は独国敗戦日（5月7日）の九十日後と決められた。日本政府は7月27日に発せられたポツダム宣言受諾を90日後である8月7日を経過しても受諾せず、結果的に8月8日にソ連参戦が実行された。なお、米軍による広島原子爆弾投下は8月6日であり（⑩原爆ドーム）、ポツダム宣言受諾は8月14日に行われ、9月2日休戦協定が締結された。

この結果日本軍捕虜等もソ連によって主にシベリアなどへ労働力として移送された。その数は約五十七万五千人であり、約五万八千人が死亡した。シベリア抑留をテーマにした作品は『不毛地帯』『暁に祈る』等があるが、終戦時の日ソ関係を分析した歴史研究は数少なく（『1945 予定された敗戦 小代有希子』『暗闘 長谷川毅』）、新たな観光資源が期待できる。

満州開拓移民政策は日本の貧しい農村救済を意図して作成された。しかし、地主勢力は小作人減少により土地の生産性が低下し小作料が減少することを恐れ反対し、また小作人からの希望者も少なく、計画の一割の十万户に留まった。敗戦により、多くの開拓移民団の人々が抑留され、あるいは集団自決し、残留孤児となった。この悲劇も『大地の子』等に描写されているが、苦難の歴史を伝える満蒙開拓平和記念館は、共有性に乏しく苦戦している。

3-4 開戦、終戦の記憶・記録遺産

日米開戦を決定した歴史的事実は、終戦責任の記憶遺産に比べて、ドラマ性のある記録が共有されていない。米国では真珠湾攻撃の記憶が強くアリゾナ・メモリアルが人流・観光資源となっているが、英国領マレー半島攻撃は現在では観光資源化されていない。

ニュルンベルク・フルト地方裁判所六〇〇号陪審法廷は、ニュルンベルグ裁判が開催された法廷として資料、展示物が観光資源化されている。極東国際軍事裁判（東京裁判）は旧陸軍士官学校講堂で開催された。防衛庁の移転に伴い市ヶ谷の自衛隊用地が再開発された機会に、防衛省が管理する「市ヶ谷記念館」の一部として講堂が、記録資源として保存されているが、東京裁判で使用されたとしか表示されておらず、資料等の展示は一切ない。旧陸軍大臣室に残した三島由紀夫の刀傷の方がむしろ人流・観光資源化している。

東京裁判の結果死刑が執行されたA級戦犯が合祀されて以来、靖国神社の知名度は国際的に向上した。保坂正康は「軍国主義が正当化されている」とするが、人流・観光資源的価値は高まった。

フィクションもまじえたエンターテインメント性の強いものであってもかまわないから、関係国の一般庶民も認識出来るように戦争結果を人流・観光資源として共有化することが、更なる人を移動させて

見に行かせる力となる。時間が経過すれば好感度、拒絶度で測られる感性は相対化し、興味度の強弱により人を引き付けられるようになる。そうなれば、国際人流・観光政策としては成功である。

3-5 戦後の産物である戦艦大和とゼロ戦

敗戦後、心のよりどころとして戦艦大和とゼロ戦が認識され始めた。大和の存在が初めて国民に広く紹介されたのは、1952年に発刊された吉田満の小説『戦艦大和ノ最期』であり、長くGHQの発禁を受けていた。零戦は戦時中国民に知られていなかった（神立尚紀『祖父たちの零戦』）。1939年11月の新聞が初出で、採用から四年後である。1953年『坂井三郎空戦記録』がベストセラーになり、1959年の漫画雑誌によりゼロ戦ブームが起きた。

4 日中韓の歴史認識の観光資源化

極東地区でも、欧州に倣い巨大な人流圏の形成が期待でき、そのためには歴史認識問題も観光資源に変化させなければならない。

4-1 歴史・伝統の持つ脆弱性と相互交流の必要性

モンゴル国民がチンギスハーン存在を認識するのは社会主義時代になってからである。ロシアがモンゴル国民に対して否定的に宣伝したからである。ところが、それまでモンゴル国民には存在が忘れられていたから、逆にその存在の認識が強化された。その一方ロシアのシベリア進出はモンゴル帝国撤退後の権力の真空により可能となったのであり、中国を警戒して北側から始まっている。

中国民族は概念としては梁啓超以来使われていたが実体はなく、それを一挙に内実化したのは日本との戦争であった。日本の首相の靖国参拝は日本軍国主義の復活批判にはなっても、中国の大規模な民衆運動には発展しない。愛国主義教育基地と呼ばれる場所で、日本兵の軍服を着て笑顔で記念写真を撮る若者がいることが時に問題になるくらいである。いわゆる赤色旅行は本来の目的を離れて、現地の経済発展及び交通などインフラ整備の名目になっているのも現実である。靖国神社や南京虐殺記念館、安重根記念館も、世間の評価で対立が先鋭化するから政治的に対立するが、興味の対象である観光資源として評価すれば対立しない。

4-2 重層構造の記憶を持つ観光地

満州を題材に日本人の観光に焦点を当てて分析を行った高媛は、中国人から見た「代理ホスト」と「ゲスト」である日本人観光客のまなざしを分析している。一般に「代理」は「本人」に対する言葉であるが、「本人」性をめぐっては政治的、歴史の見解はさまざまである。日本とロシアはゲストであるが、歴史的な「本人」は変化してきているから、あくまで現代から見た「本人」ということになる。

日米が戦ったグアム戦跡等に対する感情は対立的に明示化され、旧米軍兵士と旧日本軍兵士の間では明らかに違いが出る。しかしグアムのホストはチャモロ族であり、観光資源を求めている。沖縄の戦跡等は、時間の経過とともに沖縄と本土住民の違いだけではなく、沖縄住民の間での観光資源化に対する認識の違いを生み出している。

4-3 ゲルニカ事件と南京大虐殺の評価(死者数評価)

ゲルニカ空爆はスペイン内戦中に独空軍が行った都市無差別爆撃であり、ピカソの絵画により観光資

源になった。1997年の六十周年式典で独国大使が独国連邦大統領の謝罪文を代読し、翌年独国国会がゲルニカ爆撃の謝罪を決議している。バスク自治政府は死者数を1,654人と推定し、フランコ派の学者による死者数は12人から250人まで幅がある。

南京大虐殺は東京裁判により日本人も初めて知らされた。犠牲者の数等を巡り歴史認識問題が叫ばれ、現代の日本人の多くの記憶にある資源になった。外務省HPでは南京入城後、非戦闘要員の殺害や略奪行為等があったことは否定できないとし、被害者の数については諸説あり、政府としてどれが正しい数か認定が困難としている。ゲルニカ事件と同様、日中双方の観光ビジネス資源として活用することが賢明な方策である。

4-4 国恥日、敵産遺産の観光活用

現代中国では、「国恥百年」は英国相手のアヘン戦争からの百年であり、対華二十一カ条要求受諾（1915年）の5月9日、満州事変勃発（1931年）の9月18日、日中戦争勃発（1937年）の7月7日はそれぞれ国恥日となり、中国国民の記憶遺産になっている。ちょっとした小競り合いから始まった盧溝橋事件も、中国人民抗日戦争記念館が設置され、2001年に小泉首相が訪問している。観光資源化すれば、日本人ツアーも増加し歴史認識にも影響を与える可能性がある。

4-5 記憶・記録遺産の評価手法の開発

歴史認識は、人流・観光でいえば観光客に対するガイドからの事前説明に等しい。その説明の影響を強く受けるのである。感性アナライザーを用いた実証実験では、ガイドの説明がある場合に興味度が高くなるから、軍艦島等に対する観光客の興味度は、ユネスコでの論議がガイドブックの効果をもたらし、国籍を問わず高くなるものと考えられる。興味度が高くなれば有望な人流・観光資源となる。

歴史認識に関する反応は、多分に建前が作用している。建前が現れるアンケートによるデータと、本音があらわれる感性アナライザーによるデータの相互比較をしてみると、更に有意なデータが得られるかもしれないが、現在の脳波計測では限界がある。歴史認識で話題になるのは「嫌い度」、「ストレス」の感性である。「嫌い度」の反対が単純に「好き度」になるのではなく、「嫌い」の感性は複雑である。歴史認識問題を通して「嫌い」の分析をすることは観光学とは別の次元ではあるが研究の一つの道であろう。